

財形株投

財形株投(一般財形50)

財形株投(一般財形30)

財形株投(年金・住宅財形30)

追加型投信

国内

資産複合

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年4月25日)

この目論見書により行なう財形株投の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月24日に関東財務局長に提出しており、2025年4月25日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	21
4【手数料等及び税金】	26
5【運用状況】	29
第2【管理及び運営】	44
1【申込（販売）手続等】	44
2【換金（解約）手続等】	45
3【資産管理等の概要】	46
4【受益者の権利等】	48
第3【ファンドの経理状況】	50
1【財務諸表】	50
2【ファンドの現況】	115
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	117
第三部【委託会社等の情報】	118
第1【委託会社等の概況】	118
1【委託会社等の概況】	118
2【事業の内容及び営業の概況】	120
3【委託会社等の経理状況】	121
4【利害関係人との取引制限】	171
5【その他】	171
約款	172

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

財形株投（一般財形 50）

財形株投（一般財形 30）

財形株投（年金・住宅財形 30）

（以上を総称して「財形株投」または「各ファンド」という場合あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また各々、「財形株投（一般財形 50）」を「一般財形 50」、「財形株投（一般財形 30）」を「一般財形 30」および「財形株投（年金・住宅財形 30）」を「年金・住宅財形 30」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

各ファンドにつき、取得申込日の基準価額*とします。

なお、投資者は、「一般財形 50」もしくは「一般財形 30」を取得申込する場合には、販売会社との間で「勤労者財産形成貯蓄約款」にしたがって契約を締結し、「年金・住宅財形 30」を取得申込する場合には、販売会社との間で「勤労者財産形成年金貯蓄約款」もしくは「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」にしたがって契約（以下各々の契約を総称して「財形貯蓄に関する契約」といいます。）を締結し、当該契約で定める日（毎月10日と20日と月末を締切日とし、各締切日から起算して5営業日目）を取得申込日として申込を行なうものとします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

なし

(6)【申込単位】

各ファンドにつき、1,000円以上1,000円単位（当初元本1口＝1円）

ただし、分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年4月25日から2026年4月28日まで

＊ なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

勤務先の会社・団体を通じて給与天引きにより、「財形貯蓄に関する契約」で定める日までに申込代金を販売会社にお支払いください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行われる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

財形貯蓄制度※の取扱い

取得申込にあたっては、販売会社との間で以下の約款に従って契約（各々の契約を総称して「財形貯蓄に関する契約」といいます。）を締結していただきます。

一般財形 50、一般財形 30：勤労者財産形成貯蓄約款

年金・住宅財形 30：勤労者財産形成年金貯蓄約款もしくは勤労者財産形成住宅貯蓄約款

投資者は、販売会社との間で、「財形貯蓄に関する契約」を締結することにより、「財形貯蓄」、「財形年金貯蓄」または「財形住宅貯蓄」向けに各ファンドを利用することができます。ただし、当該投資者が勤務する勤務先の会社・団体が財形貯蓄制度※商品として各ファンドを導入している場合に限りです。

ファンドのお申込方法等について、詳しくは販売会社もしくは勤務先の会社・団体にお問い合わせください。

※ 財形貯蓄制度とは、「勤労者財産形成促進法」に基づいて行なわれる勤労者を対象とした貯蓄です。この法律において、いわゆる「財形資産形成のための措置」として、勤労者財産形成貯蓄（「財形貯蓄」といいます。）、勤労者財産形成住宅貯蓄（「財形住宅貯蓄」といいます。）および勤労者財産形成年金貯蓄（「財形年金貯蓄」といいます。）の制度（「財形貯蓄制度」といいます。）が設けられています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◇「財形株投」は、財形貯蓄制度（財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄）をご利用いただける、給料天引方式による自動けいぞく投資専用の3本のファンドから構成されています。
- ◇一般財形を利用する場合には、投資家のみなさまの選択により、「一般財形 50」または「一般財形 30」を、財形年金、財形住宅を利用する場合には、非課税の特典がある「年金・住宅財形 30」を選べます。
- ◇各ファンドは、内外の公社債およびわが国の株式を実質的な主要投資対象*とし、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。
※各ファンドは、「財形公社債マザーファンド」および「財形株式マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき 5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(財形株投 (一般財形 50))

(財形株投 (一般財形 30))

(財形株投 (年金・住宅財形 30))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債				
社債		アジア		
その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア		
クレジット属性 ()	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分固定型))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国

際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

をいう。

(2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

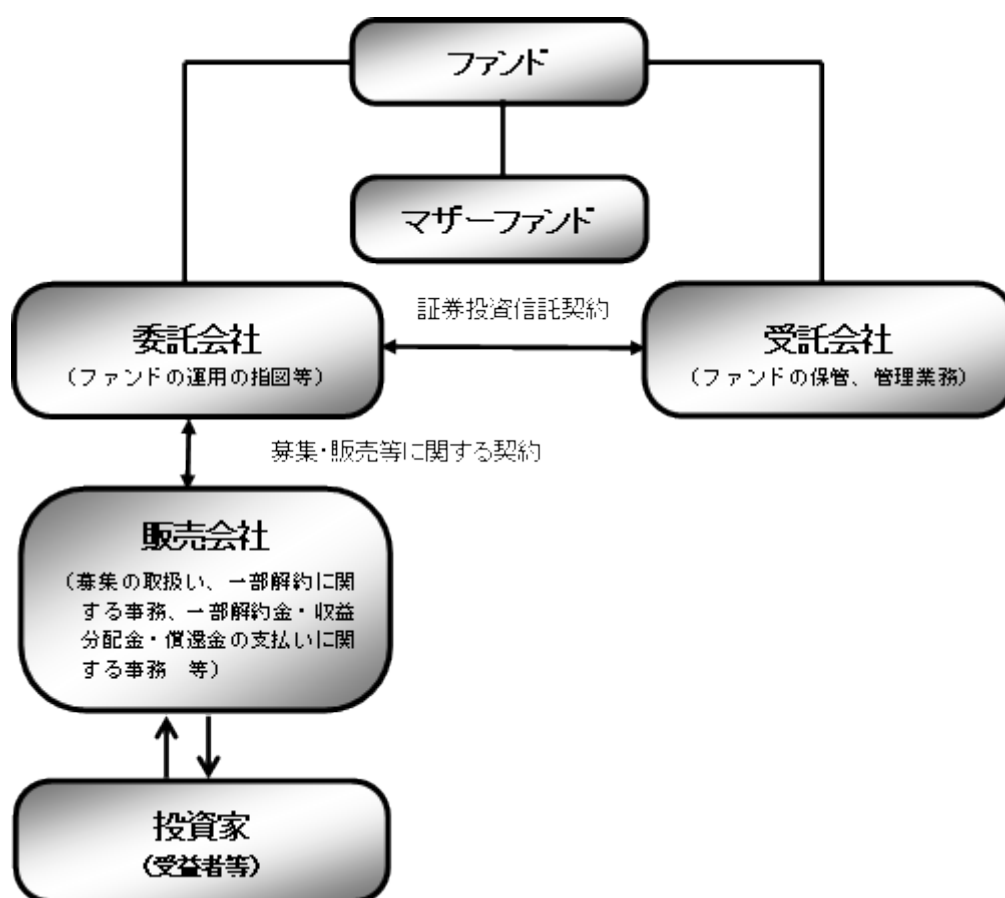
(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

1994 年 2 月 4 日

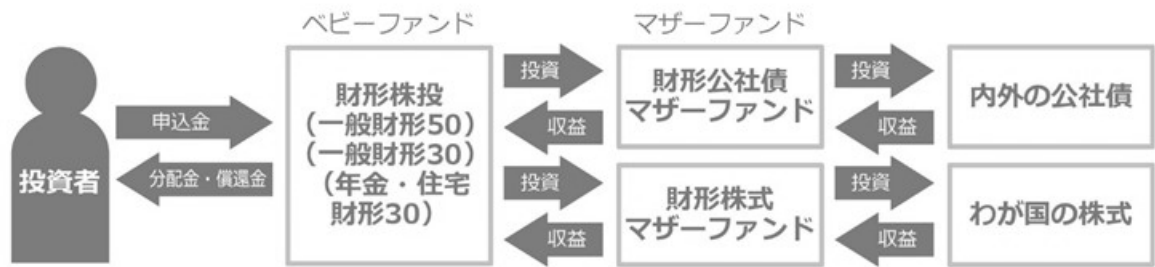
信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	財形株投（一般財形 50） 財形株投（一般財形 30） 財形株投（年金・住宅財形 30）
マザーファンド (親投資信託)	財形公社債マザーファンド 財形株式マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



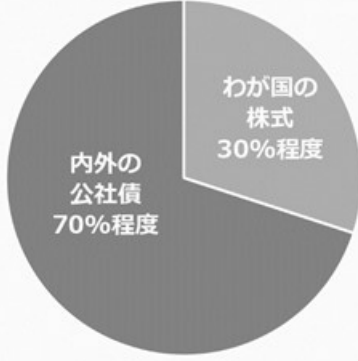
■委託会社の概況(2025 年 3 月末現在)■

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額
17,180 百万円
- ・会社の沿革
1959 年 12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

一般財形50	一般財形30	年金・住宅財形30
◆内外の公社債へ実質的に投資することにより安定した収益の確保を図り、わが国の株式へ実質的に投資することにより信託財産の成長をめざします。		
◆株式への実質的な投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の50%とし、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。		◆株式への実質的な投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%とし、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。
＜一般財形50＞ 		＜一般財形30/年金・住宅財形30＞ 

■ マザーファンドの概要 ■

◆財形公社債マザーファンド 内外の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目標として安定運用を行ないます。
◆財形株式マザーファンド - わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に運用を行ないます。 - わが国の株式を主要投資対象とし、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざします。

なお、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

内外の公社債およびわが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

各ファンドは、「財形公社債マザーファンド」受益証券および「財形株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に内外の公社債およびわが国の株式に投資を行ないます。なお、公社債、株式等に直接投資する場合もあります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

①有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である財形株式マザーファンドおよび財形公社債マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債権（以下「分離型新株引受権付社債権」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5の2. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 5の3. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号の3までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号の3までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2) 投資対象①有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

（参考）各マザーファンドの概要

「財形公社債マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第 11 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、内外の公社債への投資により、安定した収益の確保を目標として安定運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

内外の公社債への投資により、安定した収益の確保を図ります。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 12 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 12 条の 2 の範囲で行ないます。
- ④ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「財形株式マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第 11 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資効果をめざします。

非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

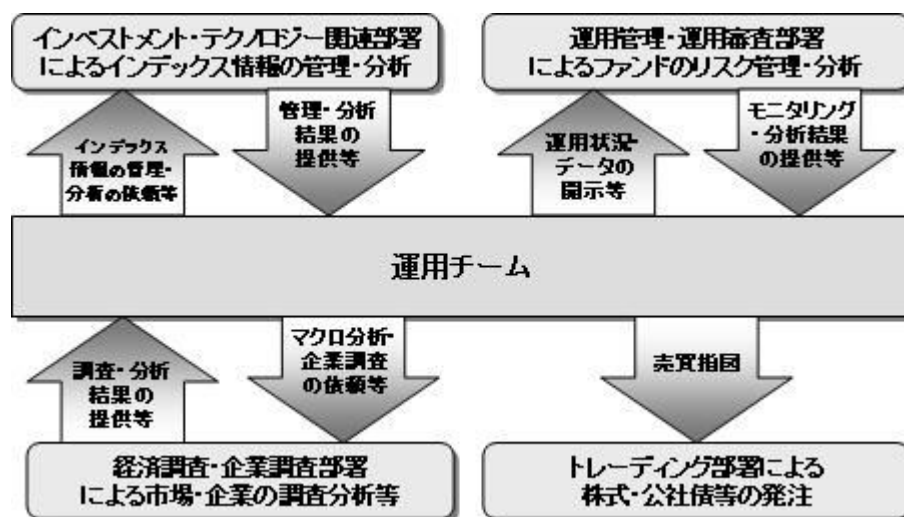
なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

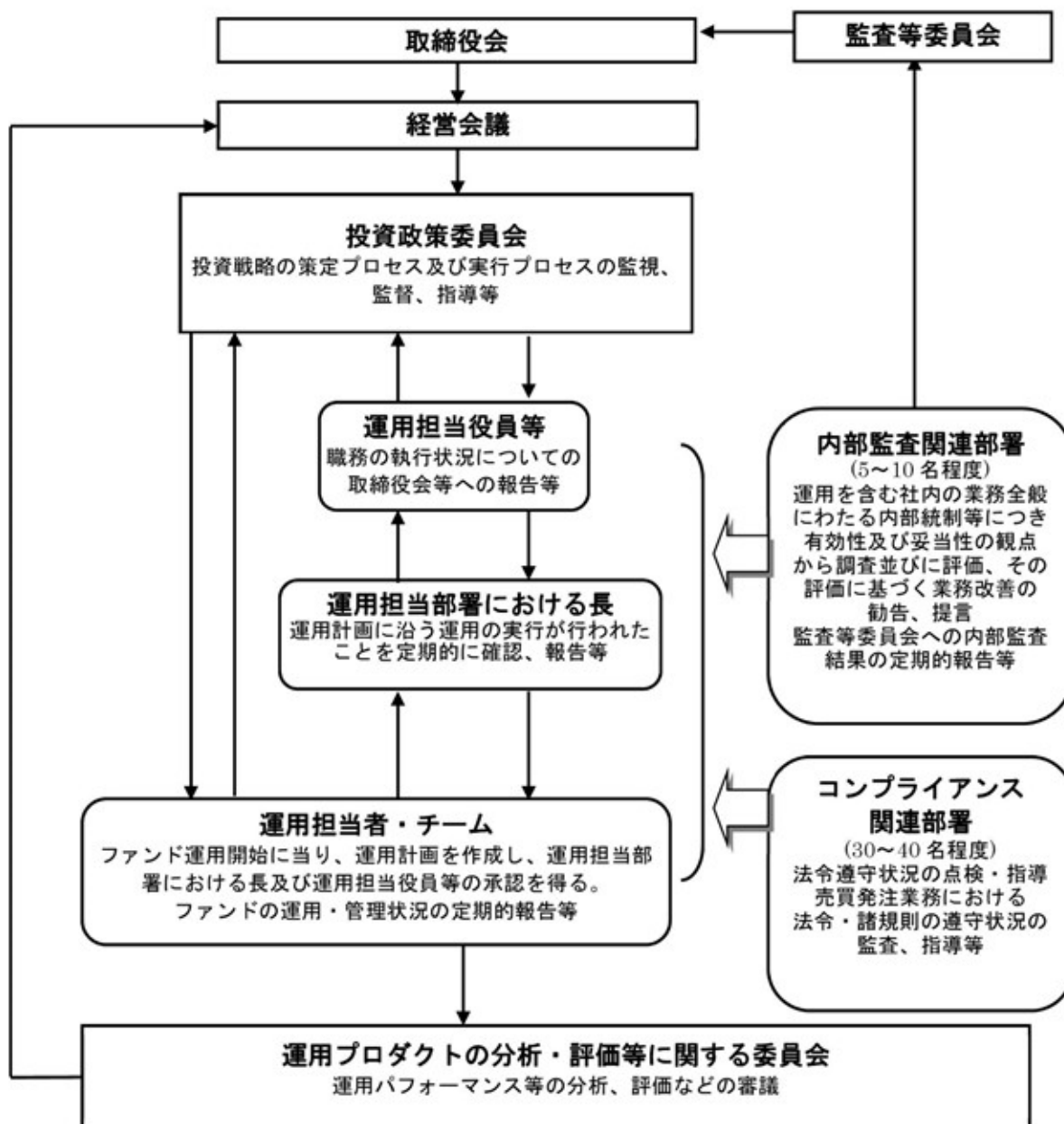
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託会社が決定するものとし、利子・配当収入等を中心に安定的に行ないます。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※ 利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年2月1日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

ただし、1日もしくは2日のいずれかが休業日のときは、1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、1日に最も近い日を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は税引き後*無手数料で再投資されます。

※「年金・住宅財形30」については、非課税枠内での分配金には税金がかかりません。詳しくは後述の「4 手数料等及び税金」をご覧ください。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

◆各ファンドに共通

①株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 （3）投資制限）

「一般財形50」

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

「一般財形30」および「年金・住宅財形30」

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

②外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 （3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（運用の基本方針 2 運用方法 （3）投資制限）

④投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への投資は行ないません。

⑤先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第20条）

（i）委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2) 投資対象②金融商品の指図範囲」第1号から第4号で掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ii）委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（iii）委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)

投資対象②金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象②金融商品の指図範囲」第1号から第4項に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第20条の2)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンド(財形株式マザーファンド受益証券および財形公社債マザーファンド受益証券をいいます。以下本条において同じ。)の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑧投資する株式等の範囲(約款第18条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内

(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

⑨同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑪同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債[※]への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

⑫信用取引の指図範囲(約款第19条の2)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株式について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑬有価証券の貸付の指図および範囲(約款第22条の2)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 24 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約の指図（約款第 25 条）

(i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑯資金の借入れ（約款第 33 条の 2）

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

⑱同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

外貨建資産に投資した場合には為替変動の影響を受ける場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドが投資対象とする「財形株式マザーファンド」において、当該マザーファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、マザーファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

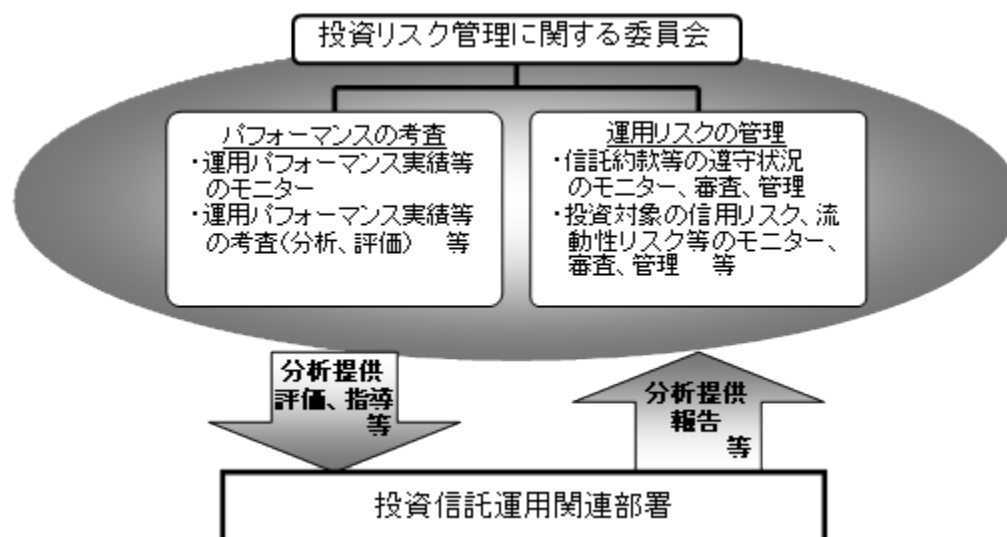
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

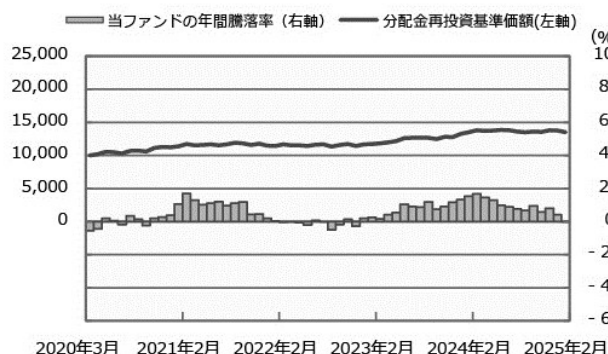


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

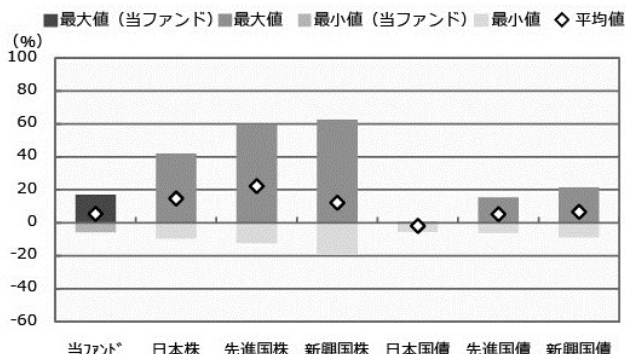
リスクの定量的比較 (2020年3月末～2025年2月末：月次)

一般財形50

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



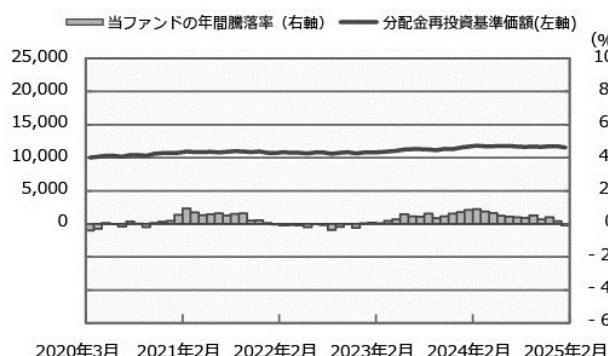
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	17.1	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 5.7	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	5.4	14.8	22.2	12.2	△ 1.9	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

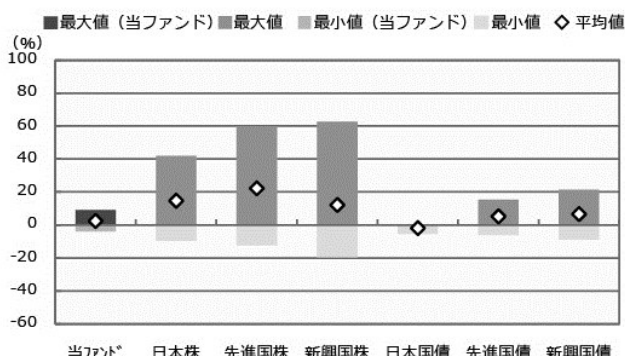
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

一般財形30

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



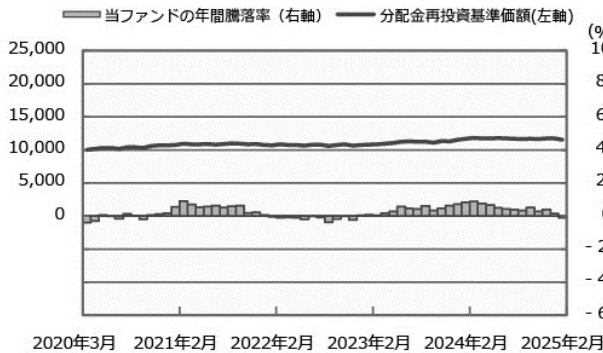
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	9.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 4.0	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.5	14.8	22.2	12.2	△ 1.9	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

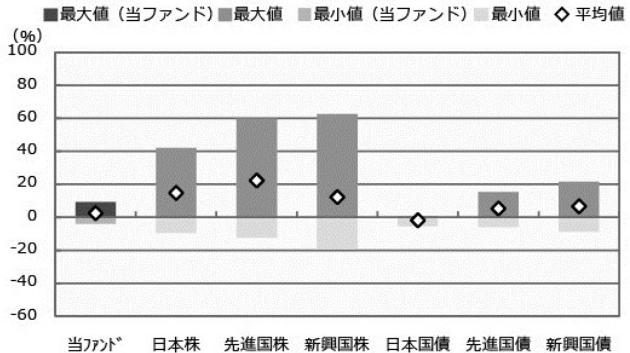
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

年金・住宅財形30

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	9.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 4.0	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.5	14.8	22.2	12.2	△ 1.9	5.3	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年3月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMS LLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMS LLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

なし

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、各ファンドにつき、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1.617%（税抜年 1.47%）以内（2025 年 4 月 24 日現在年 1.617%（税抜年 1.47%））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

委託会社	年 0.345%
販売会社	年 1.075%
受託会社	年 0.050%

＊上記配分は、2025 年 4 月 24 日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ファンドに関する組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税 (所得税及び復興特別所得税) 15.315% および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、「一般財形 50」は配当控除の適用が可能です。また、「一般財形 30」、「年金・住宅財形 30」は配当控除の適用はありません。

＜換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対する課税＞

換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) については、申告分離課税により 20.315% (国税 15.315% および地方税 5%) の税率が適用されます。

- ◆「年金・住宅財形 30」で、財形貯蓄制度 (「財形住宅貯蓄」または「財形年金貯蓄」) をご利用の場合には、積立金と収益分配金の合計額が、申告された限度額 (「財形住宅貯蓄」と「財形年金貯蓄」を合わせて最高 550 万円) 内である場合には、期中分配金および解約益に関しては、所得税および地方税はかかりません。ただし、住宅の取得などもしくは年金の受取り以外の目的で払戻しされる場合には、災害による損害を受けた等の法令で定められた事由がある場合を除き、追徴課税される場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金 (解約) 時および償還時の課税について■

換金 (解約) 時および償還時の個別元本超過額が課税対象 (譲渡所得) となります。

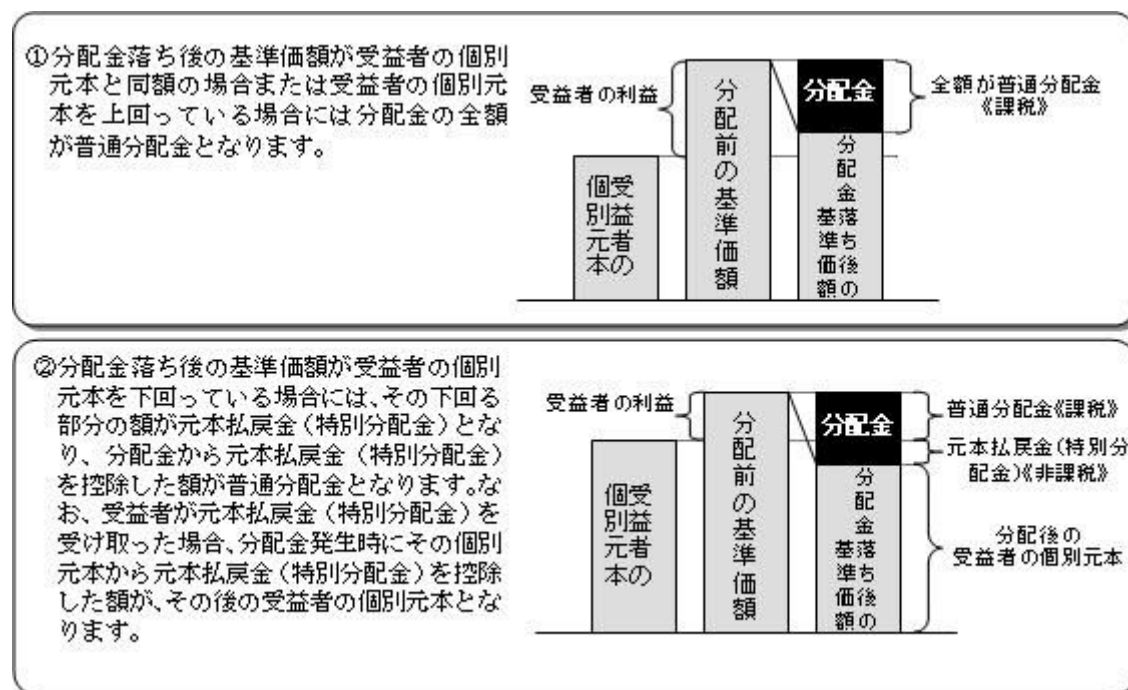
(2025 年 4 月 24 日現在のもので、今後変更になる場合があります。)

■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 2 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位: %)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
一般財形50	1.61	1.61	0.00
一般財形30	1.61	1.61	0.00
年金・住宅財形30	1.61	1.61	0.00

(2024年2月2日～2025年2月3日)

*総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

*交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

*各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

*各比率は、年率換算した値です。

*マザーファンドが支払った費用を含みます。

*その他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

*上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

*最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は 2025 年 2 月 28 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

財形株投（一般財形 5 0）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,435,010,520	99.52
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	16,231,583	0.47
合計（純資産総額）		3,451,242,103	100.00

財形株投（一般財形 3 0）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,698,053,854	99.50
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	13,383,228	0.49
合計（純資産総額）		2,711,437,082	100.00

財形株投（年金・住宅財形 3 0）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,726,160,538	99.52
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	13,035,688	0.47
合計（純資産総額）		2,739,196,226	100.00

(参考) 財形株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	3,245,477,860	98.94
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	34,459,999	1.05
合計（純資産総額）		3,279,937,859	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	32,112,000	0.97

(参考) 財形公社債マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	4,012,567,255	71.91
地方債証券	日本	893,478,892	16.01
特殊債券	日本	198,402,000	3.55
社債券	日本	398,286,157	7.13

現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	76,520,626	1.37
合計（純資産総額）		5,579,254,930	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

財形株投（一般財形５０）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	財形公社債マザーファンド	1,277,845,324	1.3652	1,744,639,650	1.3627	1,741,319,823	50.45
2	日本	親投資信託 受益証券	財形株式マザーファンド	589,458,357	2.9134	1,717,379,948	2.8733	1,693,690,697	49.07

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.52
合 計	99.52

財形株投（一般財形３０）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	財形公社債マザーファンド	1,400,842,811	1.3652	1,912,569,927	1.3627	1,908,928,498	70.40
2	日本	親投資信託 受益証券	財形株式マザーファンド	274,640,781	2.9135	800,180,067	2.8733	789,125,356	29.10

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.50
合 計	99.50

財形株投（年金・住宅財形３０）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	財形公社債マザーファンド	1,415,570,830	1.3654	1,932,820,412	1.3627	1,928,998,370	70.42
2	日本	親投資信託 受益証券	財形株式マザーファンド	277,437,848	2.9135	808,342,692	2.8733	797,162,168	29.10

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.52
合 計	99.52

（参考）財形株式マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価	簿価 金額	評価 単価	評価 金額	投資 比率
----	----------	----	-----	----	----	----------	----------	----------	----------	----------

						(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	45,200	2,823.75	127,633,950	2,689.00	121,542,800	3.70
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	29,300	3,382.90	99,119,000	3,739.00	109,552,700	3.34
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	53,700	1,925.89	103,420,501	1,903.00	102,191,100	3.11
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	21,900	3,869.06	84,732,498	3,750.00	82,125,000	2.50
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	17,500	3,755.55	65,722,262	3,792.00	66,360,000	2.02
6	日本	株式	任天堂	その他製品	5,400	10,192.22	55,038,000	11,160.00	60,264,000	1.83
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	6,800	10,640.00	72,352,000	8,800.00	59,840,000	1.82
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	900	63,085.05	56,776,552	59,410.00	53,469,000	1.63
9	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	11,300	4,260.21	48,140,400	4,177.00	47,200,100	1.43
10	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	8,200	5,040.64	41,333,300	5,297.00	43,435,400	1.32
11	日本	株式	三菱商事	卸売業	16,600	2,455.89	40,767,900	2,496.50	41,441,900	1.26
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	6,000	7,103.00	42,618,000	6,669.00	40,014,000	1.21
13	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,800	25,750.00	46,350,000	22,125.00	39,825,000	1.21
14	日本	株式	三井物産	卸売業	13,200	2,997.01	39,560,650	2,795.00	36,894,000	1.12
15	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	253,700	151.75	38,499,543	145.40	36,887,980	1.12
16	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4,200	9,455.00	39,711,000	8,273.00	34,746,600	1.05
17	日本	株式	信越化学工業	化学	7,600	4,615.22	35,075,700	4,492.00	34,139,200	1.04
18	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	7,600	4,122.51	31,331,100	4,334.00	32,938,400	1.00
19	日本	株式	KDDI	情報・通信業	6,300	5,191.76	32,708,100	4,894.00	30,832,200	0.94
20	日本	株式	三菱重工業	機械	15,000	2,229.23	33,438,450	1,987.00	29,805,000	0.90
21	日本	株式	HOYA	精密機器	1,700	19,547.35	33,230,500	17,495.00	29,741,500	0.90
22	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	136,600	201.56	27,534,405	213.70	29,191,420	0.88
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	20,200	1,372.25	27,719,550	1,393.00	28,138,600	0.85
24	日本	株式	第一三共	医薬品	7,900	4,117.00	32,524,300	3,447.00	27,231,300	0.83
25	日本	株式	富士通	電気機器	7,900	3,048.35	24,082,000	2,879.00	22,744,100	0.69
26	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	500	49,200.00	24,600,000	45,470.00	22,735,000	0.69
27	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	2,700	8,300.00	22,410,000	8,116.00	21,913,200	0.66
28	日本	株式	キャノン	電気機器	4,200	4,923.00	20,676,600	5,063.00	21,264,600	0.64
29	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	9,900	2,420.00	23,958,000	2,144.00	21,225,600	0.64
30	日本	株式	中外製薬	医薬品	2,700	6,744.37	18,209,800	7,487.00	20,214,900	0.61

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.24
		建設業	2.17
		食料品	2.99
		繊維製品	0.42

	パルプ・紙	0.13
	化学	4.93
	医薬品	4.12
	石油・石炭製品	0.54
	ゴム製品	0.61
	ガラス・土石製品	0.56
	鉄鋼	0.90
	非鉄金属	0.77
	金属製品	0.52
	機械	5.36
	電気機器	17.79
	輸送用機器	7.23
	精密機器	2.21
	その他製品	3.15
	電気・ガス業	1.24
	陸運業	2.37
	海運業	0.71
	空運業	0.34
	倉庫・運輸関連業	0.15
	情報・通信業	7.55
	卸売業	6.38
	小売業	4.37
	銀行業	9.13
	証券、商品先物取引業	0.92
	保険業	3.29
	その他金融業	1.12
	不動産業	1.79
	サービス業	4.69
合　　計		98.94

(参考) 財形公社債マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第44 8回	500,000,000	99.97	499,875,589	99.97	499,875,589	0.005	2025/5/1	8.95
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 2回	400,000,000	98.75	395,024,000	98.63	394,520,000	0.1	2027/3/20	7.07
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 3回	360,000,000	98.57	354,862,800	98.24	353,682,000	0.4	2028/9/20	6.33
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第14 8回	300,000,000	99.14	297,447,000	99.11	297,333,000	0.005	2026/6/20	5.32
5	日本	国債証券	国庫債券 利付	250,000,000	99.93	249,834,945	99.93	249,834,945	0.005	2025/8/1	4.47

			(2年)第45 1回								
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 69回	250,000,000	95.93	239,825,000	95.07	237,687,500	0.5	2032/12/20	4.26
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 58回	230,000,000	96.06	220,938,000	95.56	219,790,300	0.1	2030/3/20	3.93
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 57回	220,000,000	96.24	211,732,400	95.81	210,786,400	0.1	2029/12/20	3.77
9	日本	特殊債券	住宅金融支援機 構債券 財投機 関債第309回	200,000,000	99.22	198,442,000	99.20	198,402,000	0.03	2026/3/19	3.55
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 59回	200,000,000	95.85	191,702,000	95.30	190,606,000	0.1	2030/6/20	3.41
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第45 8回	150,000,000	99.60	149,410,500	99.60	149,406,000	0.2	2026/3/1	2.67
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第46 4回	150,000,000	99.57	149,368,500	99.48	149,232,000	0.4	2026/9/1	2.67
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第46 0回	120,000,000	99.63	119,558,400	99.57	119,487,600	0.3	2026/5/1	2.14
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 53回	120,000,000	97.24	116,689,200	96.91	116,301,600	0.1	2028/12/20	2.08
15	日本	地方債証券	共同発行市場地 方債 公募第1 47回	100,000,000	100.10	100,106,448	100.10	100,106,448	0.548	2025/6/25	1.79
16	日本	地方債証券	神奈川県 公募 第216回	100,000,000	100.08	100,082,954	100.08	100,082,954	0.481	2025/9/19	1.79
17	日本	地方債証券	愛知県 公募平 成27年度第5 回	100,000,000	100.07	100,071,776	100.07	100,071,776	0.544	2025/5/27	1.79
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第44 7回	100,000,000	99.99	99,993,200	99.99	99,993,200	0.005	2025/4/1	1.79
19	日本	地方債証券	横浜市 公募平 成27年度第5 回	100,000,000	99.94	99,949,909	99.94	99,949,909	0.481	2025/11/21	1.79
20	日本	地方債証券	静岡市 公募平 成27年度第1 回	100,000,000	99.94	99,942,805	99.94	99,942,805	0.476	2025/11/25	1.79
21	日本	社債券	東日本旅客鉄道 第184回社債 間限定同順位特 約付	100,000,000	99.83	99,830,584	99.83	99,830,584	0.21	2025/10/14	1.78
22	日本	社債券	KDDI 第3 0回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99.76	99,767,647	99.76	99,767,647	0.21	2025/10/27	1.78
23	日本	社債券	NTTファイナ ンス 第16回 日本電信電話保 証付	100,000,000	99.55	99,556,926	99.55	99,556,926	0.18	2025/12/19	1.78
24	日本	社債券	トヨタ自動車 第26回社債間 限定同順位特約 付	100,000,000	99.14	99,147,000	99.13	99,131,000	0.05	2026/3/18	1.77
25	日本	地方債証券	名古屋市 公募 第500回	100,000,000	98.56	98,567,000	98.38	98,388,000	0.195	2027/6/18	1.76
26	日本	地方債証券	東京都 公募第 768回	100,000,000	98.54	98,544,000	98.36	98,366,000	0.185	2027/6/18	1.76
27	日本	地方債証券	神奈川県 公募	100,000,000	98.53	98,533,000	98.35	98,355,000	0.18	2027/6/18	1.76

			第227回								
28	日本	地方債証券	静岡県 公募平成29年度第11回	100,000,000	98.42	98,423,000	98.21	98,216,000	0.215	2027/9/17	1.76
29	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第372回	100,000,000	97.44	97,444,000	96.44	96,449,000	0.8	2033/9/20	1.72
30	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第446回	90,000,000	99.99	89,993,701	99.99	89,993,701	0.005	2025/3/1	1.61

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	71.91
地方債証券	16.01
特殊債券	3.55
社債券	7.13
合 計	98.62

②【投資不動産物件】

財形株投（一般財形50）

該当事項はありません。

財形株投（一般財形30）

該当事項はありません。

財形株投（年金・住宅財形30）

該当事項はありません。

（参考）財形株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）財形公社債マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

財形株投（一般財形50）

該当事項はありません。

財形株投（一般財形30）

該当事項はありません。

財形株投（年金・住宅財形30）

該当事項はありません。

(参考) 財形株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	ミニ TOPIX 先物 (2025 年 03 月限)	買建	12	日本円	32,805,800	32,112,000	0.97

(参考) 財形公社債マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

財形株投（一般財形50）

2025 年 2 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 22 計算期間	(2016 年 2 月 1 日)	2,636	2,637	1.0374	1.0379
第 23 計算期間	(2017 年 2 月 1 日)	2,706	2,707	1.0622	1.0627
第 24 計算期間	(2018 年 2 月 1 日)	2,902	2,904	1.1684	1.1689
第 25 計算期間	(2019 年 2 月 4 日)	2,616	2,617	1.0766	1.0771
第 26 計算期間	(2020 年 2 月 3 日)	2,775	2,776	1.1041	1.1046
第 27 計算期間	(2021 年 2 月 1 日)	2,951	2,952	1.1557	1.1562
第 28 計算期間	(2022 年 2 月 1 日)	3,055	3,056	1.1708	1.1713
第 29 計算期間	(2023 年 2 月 1 日)	3,200	3,201	1.1914	1.1919
第 30 計算期間	(2024 年 2 月 1 日)	3,438	3,440	1.3460	1.3465
第 31 計算期間	(2025 年 2 月 3 日)	3,490	3,491	1.3877	1.3882
2024 年 2 月末日		3,524	—	1.3804	—
3 月末日		3,574	—	1.4090	—
4 月末日		3,548	—	1.3998	—
5 月末日		3,524	—	1.4039	—
6 月末日		3,590	—	1.4135	—
7 月末日		3,557	—	1.4074	—
8 月末日		3,527	—	1.3904	—
9 月末日		3,487	—	1.3789	—
10 月末日		3,521	—	1.3895	—
11 月末日		3,503	—	1.3825	—
12 月末日		3,573	—	1.4081	—

2025 年 1 月末日	3, 555	—	1. 4054	—
2 月末日	3, 451	—	1. 3753	—

財形株投（一般財形 3 0）

2025 年 2 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 22 計算期間	(2016 年 2 月 1 日)	1, 946	1, 947	1. 0172	1. 0177
第 23 計算期間	(2017 年 2 月 1 日)	2, 069	2, 070	1. 0273	1. 0278
第 24 計算期間	(2018 年 2 月 1 日)	2, 303	2, 304	1. 0803	1. 0808
第 25 計算期間	(2019 年 2 月 4 日)	2, 323	2, 324	1. 0240	1. 0245
第 26 計算期間	(2020 年 2 月 3 日)	2, 475	2, 476	1. 0332	1. 0337
第 27 計算期間	(2021 年 2 月 1 日)	2, 573	2, 574	1. 0559	1. 0564
第 28 計算期間	(2022 年 2 月 1 日)	2, 541	2, 542	1. 0565	1. 0570
第 29 計算期間	(2023 年 2 月 1 日)	2, 590	2, 592	1. 0594	1. 0599
第 30 計算期間	(2024 年 2 月 1 日)	2, 806	2, 807	1. 1324	1. 1329
第 31 計算期間	(2025 年 2 月 3 日)	2, 734	2, 735	1. 1438	1. 1443
	2024 年 2 月末日	2, 848	—	1. 1483	—
	3 月末日	2, 875	—	1. 1620	—
	4 月末日	2, 866	—	1. 1561	—
	5 月末日	2, 840	—	1. 1562	—
	6 月末日	2, 891	—	1. 1611	—
	7 月末日	2, 865	—	1. 1570	—
	8 月末日	2, 762	—	1. 1508	—
	9 月末日	2, 748	—	1. 1448	—
	10 月末日	2, 753	—	1. 1491	—
	11 月末日	2, 740	—	1. 1439	—
	12 月末日	2, 778	—	1. 1558	—
	2025 年 1 月末日	2, 755	—	1. 1526	—
	2 月末日	2, 711	—	1. 1362	—

財形株投（年金・住宅財形 3 0）

2025 年 2 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 22 計算期間	(2016 年 2 月 1 日)	2, 088	2, 089	1. 0294	1. 0299
第 23 計算期間	(2017 年 2 月 1 日)	2, 176	2, 177	1. 0395	1. 0400
第 24 計算期間	(2018 年 2 月 1 日)	2, 426	2, 427	1. 0931	1. 0936
第 25 計算期間	(2019 年 2 月 4 日)	2, 417	2, 419	1. 0364	1. 0369

第 26 計算期間	(2020 年 2 月 3 日)	2, 527	2, 528	1. 0457	1. 0462
第 27 計算期間	(2021 年 2 月 1 日)	2, 621	2, 622	1. 0685	1. 0690
第 28 計算期間	(2022 年 2 月 1 日)	2, 597	2, 598	1. 0691	1. 0696
第 29 計算期間	(2023 年 2 月 1 日)	2, 629	2, 630	1. 0719	1. 0724
第 30 計算期間	(2024 年 2 月 1 日)	2, 818	2, 819	1. 1458	1. 1463
第 31 計算期間	(2025 年 2 月 3 日)	2, 759	2, 760	1. 1569	1. 1574
	2024 年 2 月末日	2, 859	—	1. 1619	—
	3 月末日	2, 885	—	1. 1758	—
	4 月末日	2, 855	—	1. 1698	—
	5 月末日	2, 862	—	1. 1699	—
	6 月末日	2, 893	—	1. 1748	—
	7 月末日	2, 877	—	1. 1706	—
	8 月末日	2, 852	—	1. 1640	—
	9 月末日	2, 837	—	1. 1580	—
	10 月末日	2, 845	—	1. 1624	—
	11 月末日	2, 808	—	1. 1570	—
	12 月末日	2, 838	—	1. 1691	—
	2025 年 1 月末日	2, 781	—	1. 1659	—
	2 月末日	2, 739	—	1. 1493	—

②【分配の推移】

財形株投（一般財形 5 0）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 22 計算期間	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	0. 0005 円
第 23 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	0. 0005 円
第 24 計算期間	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	0. 0005 円
第 25 計算期間	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	0. 0005 円
第 26 計算期間	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	0. 0005 円
第 27 計算期間	2020 年 2 月 4 日～2021 年 2 月 1 日	0. 0005 円
第 28 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 2 月 1 日	0. 0005 円
第 29 計算期間	2022 年 2 月 2 日～2023 年 2 月 1 日	0. 0005 円
第 30 計算期間	2023 年 2 月 2 日～2024 年 2 月 1 日	0. 0005 円
第 31 計算期間	2024 年 2 月 2 日～2025 年 2 月 3 日	0. 0005 円

財形株投（一般財形 3 0）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 22 計算期間	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	0. 0005 円
第 23 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	0. 0005 円

第 24 計算期間	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 25 計算期間	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	0.0005 円
第 26 計算期間	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	0.0005 円
第 27 計算期間	2020 年 2 月 4 日～2021 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 28 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 29 計算期間	2022 年 2 月 2 日～2023 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 30 計算期間	2023 年 2 月 2 日～2024 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 31 計算期間	2024 年 2 月 2 日～2025 年 2 月 3 日	0.0005 円

財形株投（年金・住宅財形 30）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 22 計算期間	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 23 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 24 計算期間	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 25 計算期間	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	0.0005 円
第 26 計算期間	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	0.0005 円
第 27 計算期間	2020 年 2 月 4 日～2021 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 28 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 29 計算期間	2022 年 2 月 2 日～2023 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 30 計算期間	2023 年 2 月 2 日～2024 年 2 月 1 日	0.0005 円
第 31 計算期間	2024 年 2 月 2 日～2025 年 2 月 3 日	0.0005 円

③【収益率の推移】

財形株投（一般財形 50）

	計算期間	収益率
第 22 計算期間	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	2.2%
第 23 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	2.4%
第 24 計算期間	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	10.0%
第 25 計算期間	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	△7.8%
第 26 計算期間	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	2.6%
第 27 計算期間	2020 年 2 月 4 日～2021 年 2 月 1 日	4.7%
第 28 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 2 月 1 日	1.3%
第 29 計算期間	2022 年 2 月 2 日～2023 年 2 月 1 日	1.8%
第 30 計算期間	2023 年 2 月 2 日～2024 年 2 月 1 日	13.0%
第 31 計算期間	2024 年 2 月 2 日～2025 年 2 月 3 日	3.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

財形株投（一般財形 30）

	計算期間	収益率
第 22 計算期間	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	1.1%
第 23 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	1.0%
第 24 計算期間	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	5.2%
第 25 計算期間	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	△5.2%
第 26 計算期間	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	0.9%
第 27 計算期間	2020 年 2 月 4 日～2021 年 2 月 1 日	2.2%
第 28 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 2 月 1 日	0.1%
第 29 計算期間	2022 年 2 月 2 日～2023 年 2 月 1 日	0.3%
第 30 計算期間	2023 年 2 月 2 日～2024 年 2 月 1 日	6.9%
第 31 計算期間	2024 年 2 月 2 日～2025 年 2 月 3 日	1.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

財形株投（年金・住宅財形 30）

	計算期間	収益率
第 22 計算期間	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	1.1%
第 23 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	1.0%
第 24 計算期間	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	5.2%
第 25 計算期間	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	△5.1%
第 26 計算期間	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	0.9%
第 27 計算期間	2020 年 2 月 4 日～2021 年 2 月 1 日	2.2%
第 28 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 2 月 1 日	0.1%
第 29 計算期間	2022 年 2 月 2 日～2023 年 2 月 1 日	0.3%
第 30 計算期間	2023 年 2 月 2 日～2024 年 2 月 1 日	6.9%
第 31 計算期間	2024 年 2 月 2 日～2025 年 2 月 3 日	1.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

財形株投（一般財形 50）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 22 計算期間	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	270,357,144	250,693,570	2,541,122,513
第 23 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	307,438,772	300,599,829	2,547,961,456
第 24 計算期間	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	298,699,981	362,270,323	2,484,391,114
第 25 計算期間	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	301,014,159	355,220,150	2,430,185,123
第 26 計算期間	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	312,479,753	229,229,587	2,513,435,289
第 27 計算期間	2020 年 2 月 4 日～2021 年 2 月 1 日	316,574,188	276,116,865	2,553,892,612
第 28 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 2 月 1 日	295,591,239	239,631,477	2,609,852,374

第 29 計算期間	2022 年 2 月 2 日～2023 年 2 月 1 日	296,811,972	220,420,664	2,686,243,682
第 30 計算期間	2023 年 2 月 2 日～2024 年 2 月 1 日	260,153,234	391,372,550	2,555,024,366
第 31 計算期間	2024 年 2 月 2 日～2025 年 2 月 3 日	227,361,600	267,139,107	2,515,246,859

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

財形株投（一般財形 30）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 22 計算期間	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	251,182,963	203,448,695	1,913,203,696
第 23 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	280,770,978	179,070,816	2,014,903,858
第 24 計算期間	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	321,604,180	204,179,870	2,132,328,168
第 25 計算期間	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	306,149,185	169,765,344	2,268,712,009
第 26 計算期間	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	321,274,406	194,054,373	2,395,932,042
第 27 計算期間	2020 年 2 月 4 日～2021 年 2 月 1 日	310,180,385	268,767,588	2,437,344,839
第 28 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 2 月 1 日	278,701,375	310,780,662	2,405,265,552
第 29 計算期間	2022 年 2 月 2 日～2023 年 2 月 1 日	286,867,933	246,505,917	2,445,627,568
第 30 計算期間	2023 年 2 月 2 日～2024 年 2 月 1 日	263,496,091	230,955,707	2,478,167,952
第 31 計算期間	2024 年 2 月 2 日～2025 年 2 月 3 日	221,879,026	309,297,094	2,390,749,884

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

財形株投（年金・住宅財形 30）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 22 計算期間	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	231,738,796	199,003,636	2,029,140,198
第 23 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	255,348,625	190,672,770	2,093,816,053
第 24 計算期間	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	266,450,216	140,421,816	2,219,844,453
第 25 計算期間	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	268,011,478	154,740,717	2,333,115,214
第 26 計算期間	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	284,797,854	200,920,435	2,416,992,633
第 27 計算期間	2020 年 2 月 4 日～2021 年 2 月 1 日	263,885,304	227,560,974	2,453,316,963
第 28 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 2 月 1 日	232,526,874	256,103,021	2,429,740,816
第 29 計算期間	2022 年 2 月 2 日～2023 年 2 月 1 日	228,203,586	204,811,165	2,453,133,237
第 30 計算期間	2023 年 2 月 2 日～2024 年 2 月 1 日	220,748,447	214,136,558	2,459,745,126
第 31 計算期間	2024 年 2 月 2 日～2025 年 2 月 3 日	166,890,484	241,263,520	2,385,372,090

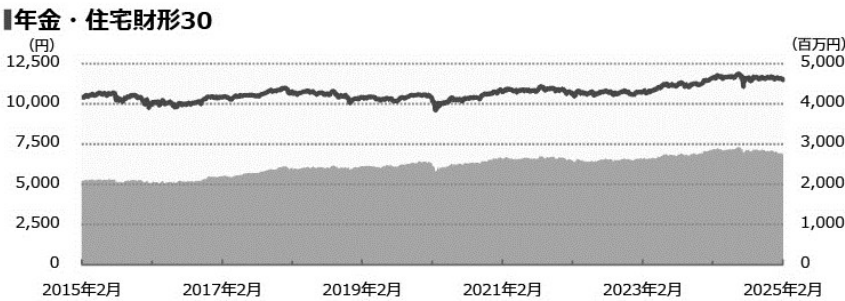
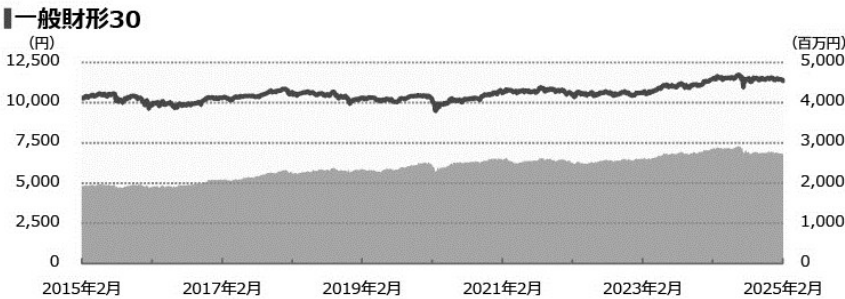
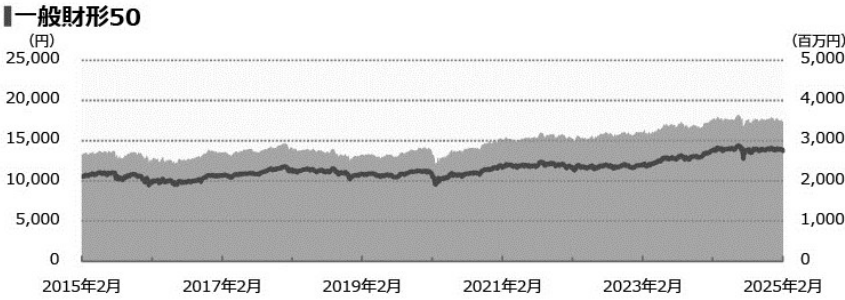
※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2025年2月28日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 一般財形50

2025年2月	5 円
2024年2月	5 円
2023年2月	5 円
2022年2月	5 円
2021年2月	5 円
設定来累計	150 円

■ 一般財形30

2025年2月	5 円
2024年2月	5 円
2023年2月	5 円
2022年2月	5 円
2021年2月	5 円
設定来累計	150 円

■ 年金・住宅財形30

2025年2月	5 円
2024年2月	5 円
2023年2月	5 円
2022年2月	5 円
2021年2月	5 円
設定来累計	150 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率 (%)		
	一般財形50	一般財形30	年金・住宅 財形30
財形公社債マザーファンド	50.5	70.4	70.4
財形株式マザーファンド	49.1	29.1	29.1

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「財形公社債マザーファンド」を通じての投資銘柄

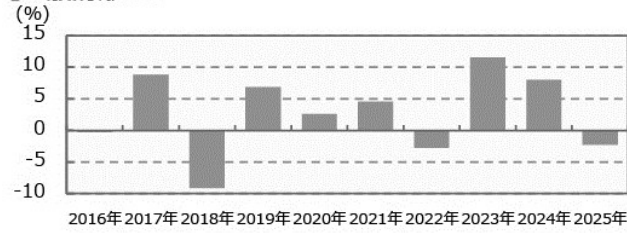
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)		
			一般財形50	一般財形30	年金・住宅 財形30
1	国庫債券 利付（2年）第448回	国債証券	4.5	6.3	6.3
2	国庫債券 利付（5年）第152回	国債証券	3.6	5.0	5.0
3	国庫債券 利付（5年）第163回	国債証券	3.2	4.5	4.5
4	国庫債券 利付（5年）第148回	国債証券	2.7	3.7	3.7
5	国庫債券 利付（2年）第451回	国債証券	2.3	3.1	3.1
6	国庫債券 利付（10年）第369回	国債証券	2.1	3.0	3.0
7	国庫債券 利付（10年）第358回	国債証券	2.0	2.8	2.8
8	国庫債券 利付（10年）第357回	国債証券	1.9	2.7	2.7
9	住宅金融支援機構債券 財投機関債第309回	特殊債券	1.8	2.5	2.5
10	国庫債券 利付（10年）第359回	国債証券	1.7	2.4	2.4

・「財形株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

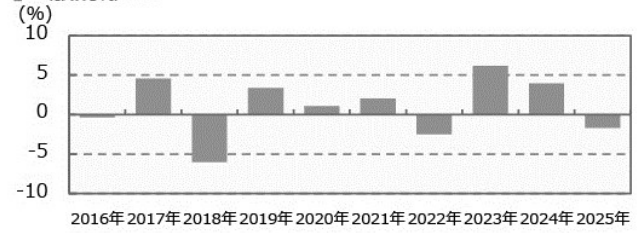
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)		
			一般財形50	一般財形30	年金・住宅 財形30
1	トヨタ自動車	輸送用機器	1.8	1.1	1.1
2	ソニーグループ	電気機器	1.6	1.0	1.0
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.5	0.9	0.9
4	日立製作所	電気機器	1.2	0.7	0.7
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.0	0.6	0.6
6	任天堂	その他製品	0.9	0.5	0.5
7	リクルートホールディングス	サービス業	0.9	0.5	0.5
8	キーエンス	電気機器	0.8	0.5	0.5
9	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	0.7	0.4	0.4
10	東京海上ホールディングス	保険業	0.6	0.4	0.4

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

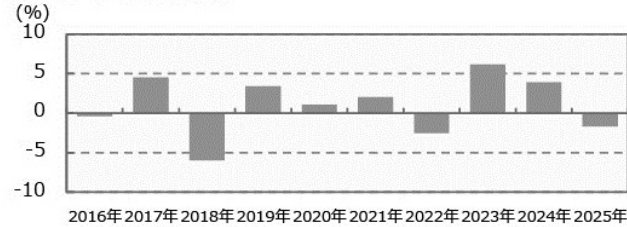
■ 一般財形50



■ 一般財形30



■ 年金・住宅財形30



- ・ ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ ファンドにベンチマークはありません。
- ・ 2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受け付けは、原則として勤務先の会社・団体を通じて行うものとします。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

ありません。

(3) 販売単位

1,000 円以上 1,000 円単位（当初元本 1 口＝1 円）とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。

(4) 販売価額

取得申込日の基準価額とします。

※「財形貯蓄に関する契約」で定める日（毎月 10 日と 20 日と月末を締切日とし、各締切日から起算して 5 営業日目）を取得申込日として申込みを行なうものとします。

(5) 申込代金の支払い

勤務先の会社・団体を通じて給与天引きにより、「財形貯蓄に関する契約」で定める日までに申込代金を支払うものとします。

(6) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消す場合があります。

(7) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは

販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

ありません。

(3) 換金単位

1口単位または1円単位で換金できます。

(4) 換金価額

解約申込みの受付日の基準価額となります。

(5) 換金制限

該当事項はありません。

(6) 換金代金の支払

原則として解約申込みの受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(8) 受益権の買取り（買取請求制）

買取単位、買取請求の受け付け、買取価額、買取制限、買取代金の支払い、買取りの受け付けの中止および取り消しは、一部解約の実行の請求の場合と同様です。

※買取請求のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、受益権の管理方法等の一定の要件下では上記の買取価額が適用とならない場合があります。

また、買取価額と取得価額との差額については譲渡所得の取り扱いとなります。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1 万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。＊ ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額

※ 残存期間 1 年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（1994 年 2 月 4 日設定）。

(4)【計算期間】

原則として毎年2月2日から翌年2月1日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と

合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りである。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者が、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

財形株投（一般財形50）

財形株投（一般財形30）

財形株投（年金・住宅財形30）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期計算期間（2024年2月2日から2025年2月3日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（一般財形50）の2024年2月2日から2025年2月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（一般財形50）の2025年2月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【財形株投（一般財形50）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 30 期 (2024 年 2 月 1 日現在)	第 31 期 (2025 年 2 月 3 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,712,283	45,763,474
親投資信託受益証券	3,415,078,788	3,496,419,523
未収利息	-	610
流動資産合計	3,468,791,071	3,542,183,607
資産合計	3,468,791,071	3,542,183,607
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,277,512	1,257,623
未払解約金	989,393	21,598,441
未払受託者報酬	935,255	980,270
未払委託者報酬	26,561,045	27,839,736
未払利息	13	-
その他未払費用	56,052	58,753
流動負債合計	29,819,270	51,734,823
負債合計	29,819,270	51,734,823
純資産の部		
元本等		
元本	2,555,024,366	2,515,246,859
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	883,947,435	975,201,925
（分配準備積立金）	763,246,566	782,228,624
元本等合計	3,438,971,801	3,490,448,784
純資産合計	3,438,971,801	3,490,448,784
負債純資産合計	3,468,791,071	3,542,183,607

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
営業収益		
受取利息	3	43,279
有価証券売買等損益	457,054,876	166,440,735
営業収益合計	457,054,879	166,484,014
営業費用		
支払利息	12,576	185
受託者報酬	1,826,124	1,947,358
委託者報酬	51,861,732	55,305,069

その他費用	109, 447	116, 716
営業費用合計	53, 809, 879	57, 369, 328
営業利益又は営業損失（△）	403, 245, 000	109, 114, 686
経常利益又は経常損失（△）	403, 245, 000	109, 114, 686
当期純利益又は当期純損失（△）	403, 245, 000	109, 114, 686
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	26, 167, 690	12, 488, 147
期首剰余金又は期首欠損金（△）	514, 039, 513	883, 947, 435
剰余金増加額又は欠損金減少額	70, 092, 657	88, 796, 386
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	70, 092, 657	88, 796, 386
剰余金減少額又は欠損金増加額	75, 984, 533	92, 910, 812
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	75, 984, 533	92, 910, 812
分配金	1, 277, 512	1, 257, 623
期末剰余金又は期末欠損金（△）	883, 947, 435	975, 201, 925

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024 年 2 月 2 日から 2025 年 2 月 3 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第 30 期 2024 年 2 月 1 日現在	第 31 期 2025 年 2 月 3 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2, 555, 024, 366 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2, 515, 246, 859 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 3460 円 (10, 000 口当たり純資産額) (13, 460 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 3877 円 (10, 000 口当たり純資産額) (13, 877 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日																																																						
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>37, 198, 390 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>339, 878, 920 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>996, 744, 617 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>387, 446, 768 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1, 761, 268, 695 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2, 555, 024, 366 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>6, 893 円</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	37, 198, 390 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	339, 878, 920 円	収益調整金額	C	996, 744, 617 円	分配準備積立金額	D	387, 446, 768 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 761, 268, 695 円	当ファンドの期末残存口数	F	2, 555, 024, 366 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	6, 893 円	10, 000 口当たり分配金額	H	5 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>27, 351, 875 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>69, 274, 664 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1, 046, 030, 452 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>686, 859, 708 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1, 829, 516, 699 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2, 515, 246, 859 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>7, 273 円</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	27, 351, 875 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	69, 274, 664 円	収益調整金額	C	1, 046, 030, 452 円	分配準備積立金額	D	686, 859, 708 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 829, 516, 699 円	当ファンドの期末残存口数	F	2, 515, 246, 859 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	7, 273 円	10, 000 口当たり分配金額	H	5 円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	37, 198, 390 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	339, 878, 920 円																																																					
収益調整金額	C	996, 744, 617 円																																																					
分配準備積立金額	D	387, 446, 768 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 761, 268, 695 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	2, 555, 024, 366 口																																																					
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	6, 893 円																																																					
10, 000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	27, 351, 875 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	69, 274, 664 円																																																					
収益調整金額	C	1, 046, 030, 452 円																																																					
分配準備積立金額	D	686, 859, 708 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 829, 516, 699 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	2, 515, 246, 859 口																																																					
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	7, 273 円																																																					
10, 000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					

収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,277,512 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,257,623 円
---------	--------------	-------------	---------	--------------	-------------

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 30 期 2024 年 2 月 1 日現在	第 31 期 2025 年 2 月 3 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 30 期	第 31 期
--------	--------

自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日		自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日	
期首元本額	2,686,243,682 円	期首元本額	2,555,024,366 円
期中追加設定元本額	260,153,234 円	期中追加設定元本額	227,361,600 円
期中一部解約元本額	391,372,550 円	期中一部解約元本額	267,139,107 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	394,186,840	129,796,711
合計	394,186,840	129,796,711

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 2 月 3 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 2 月 3 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	財形株式マザーファンド	589,164,605	1,716,648,909	
		財形公社債マザーファンド	1,303,288,382	1,779,770,614	
		銘柄数：2	1,892,452,987	3,496,419,523	
	小計	組入時価比率：100.2%		100.0%	
合計				3,496,419,523	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（一般財形30）の2024年2月2日から2025年2月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（一般財形30）の2025年2月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【財形株投（一般財形30）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 30 期 (2024 年 2 月 1 日現在)	第 31 期 (2025 年 2 月 3 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,852,925	29,567,910
親投資信託受益証券	2,786,101,737	2,728,736,392
未収利息	-	394
流動資産合計	2,829,954,662	2,758,304,696
資産合計	2,829,954,662	2,758,304,696
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,239,083	1,195,374
未払受託者報酬	762,449	770,087
未払委託者報酬	21,653,499	21,870,236
未払利息	11	-
その他未払費用	45,686	46,145
流動負債合計	23,700,728	23,881,842
負債合計	23,700,728	23,881,842
純資産の部		
元本等		
元本	2,478,167,952	2,390,749,884
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	328,085,982	343,672,970
（分配準備積立金）	296,323,947	284,547,216
元本等合計	2,806,253,934	2,734,422,854
純資産合計	2,806,253,934	2,734,422,854
負債純資産合計	2,829,954,662	2,758,304,696

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
営業収益		
受取利息	3	36,189
有価証券売買等損益	224,640,517	74,254,655
営業収益合計	224,640,520	74,290,844
営業費用		
支払利息	10,586	142
受託者報酬	1,484,705	1,552,607
委託者報酬	42,165,490	44,093,544
その他費用	88,960	93,032

営業費用合計	43,749,741	45,739,325
営業利益又は営業損失（△）	180,890,779	28,551,519
経常利益又は経常損失（△）	180,890,779	28,551,519
当期純利益又は当期純損失（△）	180,890,779	28,551,519
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	8,244,175	3,889,209
期首剰余金又は期首欠損金（△）	145,286,326	328,085,982
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,459,761	33,343,651
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,459,761	33,343,651
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,067,626	41,223,599
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,067,626	41,223,599
分配金	1,239,083	1,195,374
期末剰余金又は期末欠損金（△）	328,085,982	343,672,970

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年２月２日から2025年２月３日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第30期 2024年２月１日現在	第31期 2025年２月３日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,478,167,952 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,390,749,884 口
2. 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.1324 円 (10,000 口当たり純資産額) (11,324 円)	2. 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.1438 円 (10,000 口当たり純資産額) (11,438 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>18,777,504 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>125,882,482 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>646,214,562 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>152,903,044 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>943,777,592 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,478,167,952 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>3,808 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>1,239,083 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	18,777,504 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	125,882,482 円	収益調整金額	C	646,214,562 円	分配準備積立金額	D	152,903,044 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	943,777,592 円	当ファンドの期末残存口数	F	2,478,167,952 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,808 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,239,083 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,970,858 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>16,691,452 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>648,367,933 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>261,080,280 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>934,110,523 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,390,749,884 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>3,907 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>1,195,374 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,970,858 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,691,452 円	収益調整金額	C	648,367,933 円	分配準備積立金額	D	261,080,280 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	934,110,523 円	当ファンドの期末残存口数	F	2,390,749,884 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,907 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,195,374 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	18,777,504 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	125,882,482 円																																																											
収益調整金額	C	646,214,562 円																																																											
分配準備積立金額	D	152,903,044 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	943,777,592 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,478,167,952 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,808 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,239,083 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,970,858 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,691,452 円																																																											
収益調整金額	C	648,367,933 円																																																											
分配準備積立金額	D	261,080,280 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	934,110,523 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,390,749,884 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,907 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,195,374 円																																																											

--	--

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 30 期 2024 年 2 月 1 日現在	第 31 期 2025 年 2 月 3 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日

期首元本額	2, 445, 627, 568 円	期首元本額	2, 478, 167, 952 円
期中追加設定元本額	263, 496, 091 円	期中追加設定元本額	221, 879, 026 円
期中一部解約元本額	230, 955, 707 円	期中一部解約元本額	309, 297, 094 円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

種類	第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	190, 620, 197	54, 784, 555
合計	190, 620, 197	54, 784, 555

3 デリバティブ取引関係
 該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 2 月 3 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 2 月 3 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	財形株式マザーファンド	273, 745, 186	797, 611, 348	
		財形公社債マザーファンド	1, 414, 122, 030	1, 931, 125, 044	
		銘柄数：2	1, 687, 867, 216	2, 728, 736, 392	
	小計	組入時価比率：99. 8%		100. 0%	
合計				2, 728, 736, 392	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（年金・住宅財形30）の2024年2月2日から2025年2月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（年金・住宅財形30）の2025年2月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【財形株投（年金・住宅財形30）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 30 期 (2024 年 2 月 1 日現在)	第 31 期 (2025 年 2 月 3 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,954,285	30,296,965
親投資信託受益証券	2,798,175,344	2,753,936,605
未収利息	-	404
流動資産合計	2,842,129,629	2,784,233,974
資産合計	2,842,129,629	2,784,233,974
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,229,872	1,192,686
未払受託者報酬	762,170	790,969
未払委託者報酬	21,645,539	22,463,620
未払利息	11	-
その他未払費用	45,669	47,395
流動負債合計	23,683,261	24,494,670
負債合計	23,683,261	24,494,670
純資産の部		
元本等		
元本	2,459,745,126	2,385,372,090
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	358,701,242	374,367,214
（分配準備積立金）	318,675,826	312,344,853
元本等合計	2,818,446,368	2,759,739,304
純資産合計	2,818,446,368	2,759,739,304
負債純資産合計	2,842,129,629	2,784,233,974

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
営業収益		
受取利息	3	36,473
有価証券売買等損益	225,874,363	75,507,261
営業収益合計	225,874,366	75,543,734
営業費用		
支払利息	10,564	141
受託者報酬	1,490,620	1,574,944
委託者報酬	42,333,475	44,728,605
その他費用	89,315	94,376

営業費用合計	43,923,974	46,398,066
営業利益又は営業損失（△）	181,950,392	29,145,668
経常利益又は経常損失（△）	181,950,392	29,145,668
当期純利益又は当期純損失（△）	181,950,392	29,145,668
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,974,063	4,288,855
期首剰余金又は期首欠損金（△）	176,428,130	358,701,242
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,147,103	27,365,117
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,147,103	27,365,117
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,620,448	35,363,272
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,620,448	35,363,272
分配金	1,229,872	1,192,686
期末剰余金又は期末欠損金（△）	358,701,242	374,367,214

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年２月２日から2025年２月３日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第30期 2024年２月１日現在	第31期 2025年２月３日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,459,745,126 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,385,372,090 口
2. 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.1458 円 (10,000 口当たり純資産額) (11,458 円)	2. 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.1569 円 (10,000 口当たり純資産額) (11,569 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日			第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,935,410 円	費用控除後の配当等収益額	A	8,024,670 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	122,561,558 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,832,143 円
収益調整金額	C	608,996,783 円	収益調整金額	C	611,065,720 円
分配準備積立金額	D	178,408,730 円	分配準備積立金額	D	288,680,726 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	928,902,481 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	924,603,259 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,459,745,126 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,385,372,090 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,776 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,876 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,229,872 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,192,686 円

--	--

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 30 期 2024 年 2 月 1 日現在	第 31 期 2025 年 2 月 3 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日

期首元本額	2,453,133,237 円	期首元本額	2,459,745,126 円
期中追加設定元本額	220,748,447 円	期中追加設定元本額	166,890,484 円
期中一部解約元本額	214,136,558 円	期中一部解約元本額	241,263,520 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 30 期 自 2023 年 2 月 2 日 至 2024 年 2 月 1 日	第 31 期 自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	192,422,102	56,503,622
合計	192,422,102	56,503,622

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 2 月 3 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 2 月 3 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	財形株式マザーファンド	276,249,340	804,907,701	
		財形公社債マザーファンド	1,427,232,648	1,949,028,904	
	小計	銘柄数：2	1,703,481,988	2,753,936,605	
		組入時価比率：99.8%		100.0%	
合計				2,753,936,605	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「財形株投」の各ファンドは「財形株式マザーファンド」および「財形公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

財形株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2025 年 2 月 3 日現在)

資産の部

流動資産

コール・ローン	29,201,521
株式	3,297,158,550
未収配当金	4,704,927
未収利息	389
差入委託証拠金	641,602
流動資産合計	3,331,706,989
資産合計	3,331,706,989
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	76,725
未払金	12,518,264
流動負債合計	12,594,989
負債合計	12,594,989
純資産の部	
元本等	
元本	1,139,159,131
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,179,952,869
元本等合計	3,319,112,000
純資産合計	3,319,112,000
負債純資産合計	3,331,706,989

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 2 月 3 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2.9137 円
(10,000 口当たり純資産額)	(29,137 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 2 月 3 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 2 月 3 日現在	
期首	2024 年 2 月 2 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,263,717,024 円
同期中における追加設定元本額	229,320,503 円
同期中における一部解約元本額	353,878,396 円
期末元本額	1,139,159,131 円
期末元本額の内訳＊	
財形株投（一般財形30）	273,745,186 円
財形株投（一般財形50）	589,164,605 円
財形株投（年金・住宅財形30）	276,249,340 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 2 月 3 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額	備考
----	----	----	-----	-----	----

				単価	金額	
株式	日本円	ニッセイ	1,200	836.60	1,003,920	
		マルハニチロ	200	2,937.00	587,400	
		雪国まいたけ	100	1,154.00	115,400	
		サカタのタネ	100	3,630.00	363,000	
		ホクト	100	1,805.00	180,500	
		住石ホールディングス	100	793.00	79,300	
		I N P E X	3,600	1,845.00	6,642,000	
		石油資源開発	700	1,090.00	763,000	
		K&Oエナジーグループ	100	3,190.00	319,000	
		ショーボンドホールディングス	200	4,984.00	996,800	
		ミライト・ワン	400	2,265.00	906,000	
		タマホーム	100	3,245.00	324,500	
		安藤・間	700	1,159.00	811,300	
		東急建設	400	733.00	293,200	
		コムシスホールディングス	400	3,192.00	1,276,800	
		ビーアールホールディングス	200	337.00	67,400	
		高松コンストラクショングループ	100	2,695.00	269,500	
		ヤマウラ	100	1,228.00	122,800	
		オリエンタル白石	400	389.00	155,600	
		大成建設	800	6,393.00	5,114,400	
		大林組	2,800	2,056.00	5,756,800	
		清水建設	2,300	1,305.00	3,001,500	
		長谷工コーポレーション	800	2,006.50	1,605,200	
		松井建設	100	808.00	80,800	
		鹿島建設	1,800	2,723.50	4,902,300	
		不動テトラ	100	2,144.00	214,400	
		鉄建建設	100	2,528.00	252,800	
		西松建設	100	4,997.00	499,700	
		三井住友建設	700	415.00	290,500	
		奥村組	100	3,860.00	386,000	
		東鉄工業	100	3,155.00	315,500	
		浅沼組	300	638.00	191,400	
		戸田建設	1,000	913.80	913,800	
		熊谷組	100	3,780.00	378,000	
		矢作建設工業	100	1,515.00	151,500	

ピーエス・コンストラクション	100	1,179.00	117,900
日本ハウスホールディングス	200	316.00	63,200
新日本建設	100	1,590.00	159,000
東亜道路工業	100	1,287.00	128,700
日本道路	100	1,850.00	185,000
東亜建設工業	300	1,159.00	347,700
日本国土開発	300	491.00	147,300
東洋建設	200	1,380.00	276,000
五洋建設	1,100	635.00	698,500
世紀東急工業	100	1,511.00	151,100
住友林業	700	5,143.00	3,600,100
大和ハウス工業	2,500	4,880.00	12,200,000
ライト工業	200	2,196.00	439,200
積水ハウス	2,500	3,490.00	8,725,000
日特建設	100	1,064.00	106,400
北陸電気工事	100	1,175.00	117,500
ユアテック	200	1,745.00	349,000
日本リーテック	100	1,330.00	133,000
四電工	100	1,430.00	143,000
中電工	100	3,335.00	333,500
関電工	500	2,585.00	1,292,500
きんでん	600	3,275.00	1,965,000
東京エネシス	100	1,083.00	108,300
トーエネック	100	1,032.00	103,200
住友電設	100	5,070.00	507,000
日本電設工業	200	1,994.00	398,800
エクシオグループ	900	1,660.50	1,494,450
新日本空調	100	1,908.00	190,800
九電工	200	4,945.00	989,000
三機工業	200	3,110.00	622,000
日揮ホールディングス	800	1,301.00	1,040,800
太平電業	100	4,705.00	470,500
高砂熱学工業	200	6,005.00	1,201,000
朝日工業社	100	2,174.00	217,400
明星工業	100	1,329.00	132,900
大気社	100	4,585.00	458,500

ダイダン	100	3,840.00	384,000
日比谷総合設備	100	3,910.00	391,000
飛島ホールディングス	100	1,629.00	162,900
テスホールディングス	200	257.00	51,400
インフロニア・ホールディングス	900	1,147.50	1,032,750
レイズネクスト	100	1,524.00	152,400
ニッポン	300	2,155.00	646,500
日清製粉グループ本社	900	1,730.00	1,557,000
昭和産業	100	2,749.00	274,900
中部飼料	100	1,255.00	125,500
フィード・ワン	100	814.00	81,400
DM三井製糖ホールディングス	100	3,465.00	346,500
森永製菓	400	2,657.00	1,062,800
江崎グリコ	200	4,647.00	929,400
不二家	100	2,440.00	244,000
山崎製パン	600	2,769.50	1,661,700
モロゾフ	100	1,608.00	160,800
亀田製菓	100	3,940.00	394,000
寿スピリッツ	500	2,284.00	1,142,000
カルビー	400	2,919.50	1,167,800
森永乳業	300	2,846.00	853,800
六甲バター	100	1,202.00	120,200
ヤクルト本社	1,200	2,776.50	3,331,800
明治ホールディングス	1,100	3,087.00	3,395,700
雪印メグミルク	200	2,605.00	521,000
プリマハム	100	2,190.00	219,000
日本ハム	400	4,515.00	1,806,000
丸大食品	100	1,636.00	163,600
S F o o d s	100	2,400.00	240,000
伊藤ハム米久ホールディングス	100	3,820.00	382,000
サッポロホールディングス	300	7,166.00	2,149,800
アサヒグループホールディングス	6,300	1,659.50	10,454,850
キリンホールディングス	3,500	1,933.00	6,765,500
宝ホールディングス	600	1,356.50	813,900
オエノンホールディングス	300	368.00	110,400
コカ・コーラ ボトラーズジャパン	500	2,390.00	1,195,000

ホールデ				
ライフドリンク カンパニー	200	2, 117. 00	423, 400	
サントリー食品インターナショナル	600	4, 791. 00	2, 874, 600	
ダイドーグループホールディングス	100	3, 185. 00	318, 500	
伊藤園	300	3, 375. 00	1, 012, 500	
キーコーヒー	100	2, 044. 00	204, 400	
日清オイリオグループ	100	4, 930. 00	493, 000	
不二製油グループ本社	200	3, 266. 00	653, 200	
Jーオイルミルズ	100	2, 018. 00	201, 800	
キッコーマン	2, 800	1, 577. 50	4, 417, 000	
味の素	1, 900	6, 226. 00	11, 829, 400	
キューピー	500	3, 008. 00	1, 504, 000	
ハウス食品グループ本社	300	2, 848. 50	854, 550	
カゴメ	400	2, 848. 50	1, 139, 400	
アリアケジャパン	100	4, 985. 00	498, 500	
ニチレイ	300	3, 859. 00	1, 157, 700	
東洋水産	400	9, 175. 00	3, 670, 000	
日清食品ホールディングス	1, 100	3, 355. 00	3, 690, 500	
フジッコ	100	1, 603. 00	160, 300	
ロック・フィールド	100	1, 592. 00	159, 200	
日本たばこ産業	5, 100	3, 960. 00	20, 196, 000	
ケンコーマヨネーズ	100	1, 730. 00	173, 000	
わらべや日洋ホールディングス	100	2, 101. 00	210, 100	
なとり	100	2, 147. 00	214, 700	
ファーマフーズ	100	960. 00	96, 000	
ユーグレナ	500	409. 00	204, 500	
紀文食品	100	1, 073. 00	107, 300	
理研ビタミン	100	2, 328. 00	232, 800	
片倉工業	100	2, 023. 00	202, 300	
グンゼ	100	5, 130. 00	513, 000	
東洋紡	400	947. 00	378, 800	
ユニチカ	300	139. 00	41, 700	
倉敷紡績	100	5, 680. 00	568, 000	
シキボウ	100	998. 00	99, 800	
日本毛織	200	1, 320. 00	264, 000	
帝国繊維	100	2, 351. 00	235, 100	

帝人	800	1,272.00	1,017,600
東レ	6,200	1,048.50	6,500,700
セーレン	200	2,554.00	510,800
小松マテーレ	100	782.00	78,200
ワコールホールディングス	200	5,317.00	1,063,400
ホギメディカル	100	4,800.00	480,000
T S I ホールディングス	300	1,281.00	384,300
ワールド	100	2,458.00	245,800
オンワードホールディングス	600	613.00	367,800
ゴールドウイン	200	8,034.00	1,606,800
王子ホールディングス	3,200	606.00	1,939,200
日本製紙	400	869.00	347,600
北越コーポレーション	500	1,431.00	715,500
大王製紙	400	846.00	338,400
レンゴー	800	810.00	648,000
ザ・パック	100	3,295.00	329,500
北の達人コーポレーション	400	163.00	65,200
クラレ	1,100	2,175.50	2,393,050
旭化成	5,800	1,021.00	5,921,800
レゾナック・ホールディングス	800	3,706.00	2,964,800
住友化学	6,900	326.70	2,254,230
日産化学	400	4,536.00	1,814,400
クレハ	200	2,747.00	549,400
テイカ	100	1,450.00	145,000
石原産業	100	1,583.00	158,300
日本曹達	200	2,856.00	571,200
東ソー	1,100	2,038.00	2,241,800
トクヤマ	300	2,603.50	781,050
セントラル硝子	100	3,235.00	323,500
東亜合成	400	1,419.00	567,600
大阪ソーダ	300	1,633.00	489,900
関東電化工業	200	919.00	183,800
デンカ	300	2,157.50	647,250
信越化学工業	7,600	4,615.00	35,074,000
堺化学工業	100	2,490.00	249,000
第一稀元素化学工業	100	676.00	67,600

エア・ウォーター	800	1,900.00	1,520,000
日本酸素ホールディングス	800	4,258.00	3,406,400
日本パーカライジング	400	1,248.00	499,200
高圧ガス工業	100	792.00	79,200
四国化成ホールディングス	100	1,904.00	190,400
日本触媒	500	1,853.50	926,750
大日精化工業	100	2,807.00	280,700
カネカ	200	3,675.00	735,000
三菱瓦斯化学	700	2,633.50	1,843,450
三井化学	800	3,310.00	2,648,000
東京応化工業	400	3,366.00	1,346,400
大阪有機化学工業	100	2,600.00	260,000
三菱ケミカルグループ	6,200	773.70	4,796,940
KHネオケム	200	2,047.00	409,400
ダイセル	1,000	1,348.50	1,348,500
住友ベークライト	300	3,631.00	1,089,300
積水化学工業	1,700	2,512.50	4,271,250
日本ゼオン	700	1,478.50	1,034,950
アイカ工業	200	3,346.00	669,200
U B E	400	2,217.00	886,800
積水樹脂	100	1,884.00	188,400
旭有機材	100	4,140.00	414,000
ニチバン	100	2,031.00	203,100
リケンテクノス	200	1,009.00	201,800
積水化成成品工業	100	346.00	34,600
ダイキョーニシカワ	200	621.00	124,200
恵和	100	1,010.00	101,000
日本化薬	600	1,219.00	731,400
カーリット	100	1,131.00	113,100
日本精化	100	2,234.00	223,400
扶桑化学工業	100	3,250.00	325,000
トリケミカル研究所	100	3,155.00	315,500
A D E K A	300	2,802.50	840,750
日油	1,000	2,024.50	2,024,500
ハリマ化成グループ	100	852.00	85,200
花王	2,100	6,055.00	12,715,500

三洋化成工業	100	3,845.00	384,500
大日本塗料	100	1,193.00	119,300
日本ペイントホールディングス	3,800	938.90	3,567,820
関西ペイント	700	2,040.50	1,428,350
中国塗料	200	2,313.00	462,600
藤倉化成	100	488.00	48,800
太陽ホールディングス	100	4,075.00	407,500
D I C	300	3,302.00	990,600
サカタインクス	200	1,728.00	345,600
a r t i e n c e	200	3,000.00	600,000
富士フイルムホールディングス	5,100	3,389.00	17,283,900
資生堂	1,800	2,552.00	4,593,600
ライオン	1,100	1,635.00	1,798,500
高砂香料工業	100	5,090.00	509,000
マンダム	200	1,200.00	240,000
ミルボン	100	3,100.00	310,000
コーセー	200	6,712.00	1,342,400
コタ	100	1,595.00	159,500
ポーラ・オルビスホールディングス	400	1,388.50	555,400
ノエビアホールディングス	100	4,525.00	452,500
アクシージア	100	423.00	42,300
エスデー	100	1,492.00	149,200
コニシ	300	1,236.00	370,800
長谷川香料	200	2,926.00	585,200
小林製薬	200	5,736.00	1,147,200
荒川化学工業	100	1,077.00	107,700
メック	100	3,090.00	309,000
タカラバイオ	300	1,000.00	300,000
J C U	100	3,550.00	355,000
デクセリアルズ	700	1,952.00	1,366,400
アース製薬	100	4,985.00	498,500
北興化学工業	100	1,420.00	142,000
クミアイ化学工業	300	745.00	223,500
日本農薬	100	753.00	75,300
有沢製作所	100	1,416.00	141,600
日東電工	2,700	2,723.50	7,353,450

レック	100	1,240.00	124,000
三光合成	100	671.00	67,100
ZACROS	100	3,895.00	389,500
前澤化成工業	100	1,715.00	171,500
JSP	100	2,082.00	208,200
エフピコ	200	2,962.00	592,400
天馬	100	2,678.00	267,800
信越ポリマー	200	1,555.00	311,000
ニフコ	300	3,581.00	1,074,300
バルカー	100	3,255.00	325,500
ユニ・チャーム	5,300	1,175.00	6,227,500
協和キリン	1,000	2,229.50	2,229,500
武田薬品工業	7,600	4,120.00	31,312,000
アステラス製薬	7,500	1,471.50	11,036,250
住友ファーマ	800	710.00	568,000
塩野義製薬	2,800	2,153.00	6,028,400
日本新薬	200	3,689.00	737,800
中外製薬	2,700	6,700.00	18,090,000
科研製薬	100	4,210.00	421,000
エーザイ	1,100	4,424.00	4,866,400
ロート製薬	900	2,538.00	2,284,200
小野薬品工業	1,700	1,532.00	2,604,400
久光製薬	200	4,384.00	876,800
持田製薬	100	3,260.00	326,000
参天製薬	1,500	1,527.00	2,290,500
ツムラ	300	4,444.00	1,333,200
キッセイ薬品工業	100	3,975.00	397,500
生化学工業	200	775.00	155,000
栄研化学	100	2,163.00	216,300
JCRファーマ	300	497.00	149,100
東和薬品	100	2,915.00	291,500
富士製薬工業	100	1,427.00	142,700
ゼリア新薬工業	100	2,163.00	216,300
ネクスラファーマ	400	952.00	380,800
第一三共	8,100	4,117.00	33,347,700
杏林製薬	200	1,428.00	285,600

大幸薬品	200	314.00	62,800
ダイト	100	2,039.00	203,900
大塚ホールディングス	2,100	8,007.00	16,814,700
ペプチドリーム	400	2,000.00	800,000
セルソース	100	812.00	81,200
あすか製薬ホールディングス	100	1,889.00	188,900
サワイグループホールディングス	500	1,924.00	962,000
日本コークス工業	900	97.00	87,300
ニチレキグループ	100	2,341.00	234,100
富士石油	200	320.00	64,000
出光興産	4,000	1,034.50	4,138,000
E N E O Sホールディングス	14,500	770.20	11,167,900
コスモエネルギーホールディングス	300	6,678.00	2,003,400
横浜ゴム	400	3,412.00	1,364,800
TOYO TIRE	500	2,458.50	1,229,250
ブリヂストン	2,500	5,433.00	13,582,500
住友ゴム工業	800	1,748.00	1,398,400
藤倉コンポジット	100	1,549.00	154,900
フコク	100	1,734.00	173,400
ニッタ	100	3,525.00	352,500
住友理工	200	1,747.00	349,400
三ツ星ベルト	100	3,860.00	386,000
バンドー化学	100	1,840.00	184,000
日東紡績	100	5,730.00	573,000
A G C	800	4,320.00	3,456,000
日本板硝子	400	371.00	148,400
日本電気硝子	300	3,294.00	988,200
住友大阪セメント	100	3,248.00	324,800
太平洋セメント	500	3,820.00	1,910,000
日本ヒューム	100	1,522.00	152,200
日本コンクリート工業	200	367.00	73,400
アジアパイルホールディングス	100	840.00	84,000
東海カーボン	800	845.20	676,160
東洋炭素	100	3,830.00	383,000
ノリタケ	100	3,755.00	375,500
TOTO	600	3,775.00	2,265,000

日本碍子	900	1,912.50	1,721,250
日本特殊陶業	700	4,773.00	3,341,100
品川リフラクトリーズ	100	1,694.00	169,400
黒崎播磨	100	2,565.00	256,500
フジミインコーポレーテッド	200	2,097.00	419,400
ニチアス	200	4,975.00	995,000
ニチハ	100	2,873.00	287,300
日本製鉄	4,400	3,187.00	14,022,800
神戸製鋼所	1,800	1,616.00	2,908,800
中山製鋼所	200	749.00	149,800
J F Eホールディングス	2,600	1,761.50	4,579,900
東京製鐵	200	1,547.00	309,400
共英製鋼	100	1,886.00	188,600
大和工業	200	7,567.00	1,513,400
淀川製鋼所	100	5,580.00	558,000
中部鋼鈑	100	2,273.00	227,300
丸一鋼管	300	3,320.00	996,000
大同特殊鋼	600	1,200.00	720,000
日本冶金工業	100	3,920.00	392,000
山陽特殊製鋼	100	2,501.00	250,100
愛知製鋼	100	6,590.00	659,000
大太平洋金属	100	1,604.00	160,400
新日本電工	500	275.00	137,500
三菱製鋼	100	1,606.00	160,600
日本精線	100	1,331.00	133,100
エンビプロ・ホールディングス	100	396.00	39,600
大紀アルミニウム工業所	100	1,029.00	102,900
日本軽金属ホールディングス	300	1,558.00	467,400
三井金属鉱業	200	4,450.00	890,000
三菱マテリアル	600	2,383.50	1,430,100
住友金属鉱山	1,100	3,485.00	3,833,500
DOWAホールディングス	200	4,567.00	913,400
古河機械金属	100	1,925.00	192,500
大阪チタニウムテクノロジーズ	200	1,883.00	376,600
東邦チタニウム	200	1,009.00	201,800
U A C J	100	5,230.00	523,000

古河電気工業	300	6,870.00	2,061,000
住友電気工業	3,000	2,785.00	8,355,000
フジクラ	900	6,049.00	5,444,100
SWCC	100	7,460.00	746,000
平河ヒューテック	100	1,539.00	153,900
リョービ	100	2,173.00	217,300
AREホールディングス	400	1,903.00	761,200
宮地エンジニアリンググループ	100	1,920.00	192,000
トーカロ	300	1,719.00	515,700
SUMCO	1,700	1,084.50	1,843,650
川田テクノロジーズ	100	2,689.00	268,900
RS Technologies	100	2,950.00	295,000
東洋製罐グループホールディングス	600	2,317.50	1,390,500
横河ブリッジホールディングス	200	2,645.00	529,000
三和ホールディングス	900	4,820.00	4,338,000
文化シャッター	200	1,839.00	367,800
三協立山	100	595.00	59,500
アルインコ	100	1,030.00	103,000
LIXIL	1,300	1,736.50	2,257,450
ノーリツ	100	1,689.00	168,900
長府製作所	100	1,921.00	192,100
リンナイ	500	3,381.00	1,690,500
日東精工	100	566.00	56,600
岡部	200	731.00	146,200
ジーテクト	100	1,699.00	169,900
東プレ	200	1,797.00	359,400
高周波熱錬	100	990.00	99,000
東京製綱	100	1,294.00	129,400
サンコール	100	249.00	24,900
パイオラックス	100	2,279.00	227,900
エイチワン	100	997.00	99,700
日本発條	800	1,911.50	1,529,200
中央発條	100	1,461.00	146,100
日本製鋼所	300	5,429.00	1,628,700
三浦工業	400	3,684.00	1,473,600
タクマ	300	1,644.00	493,200

ツガミ	200	1,652.00	330,400
オークマ	200	3,450.00	690,000
芝浦機械	100	3,595.00	359,500
アマダ	1,200	1,560.00	1,872,000
アイダエンジニアリング	200	793.00	158,600
F U J I	400	2,270.00	908,000
牧野フライス製作所	100	11,500.00	1,150,000
オーエスジー	400	1,670.50	668,200
旭ダイヤモンド工業	200	837.00	167,400
DMG 森精機	500	2,423.00	1,211,500
ソディック	200	795.00	159,000
ディスコ	400	42,940.00	17,176,000
日進工具	100	745.00	74,500
富士ダイス	100	802.00	80,200
リケンN P R	100	2,453.00	245,300
島精機製作所	100	980.00	98,000
オプトラン	100	1,759.00	175,900
イワキポンプ	100	2,297.00	229,700
フリュー	100	1,034.00	103,400
ヤマシンフィルタ	200	605.00	121,000
日阪製作所	100	1,059.00	105,900
やまびこ	100	2,572.00	257,200
野村マイクロ・サイエンス	100	2,554.00	255,400
P E G A S U S	100	470.00	47,000
タツモ	100	1,980.00	198,000
ナブテスコ	500	2,638.00	1,319,000
三井海洋開発	100	3,160.00	316,000
レオン自動機	100	1,444.00	144,400
SMC	300	56,610.00	16,983,000
ホソカワミクロン	100	4,205.00	420,500
瑞光	100	1,303.00	130,300
オイレス工業	100	2,408.00	240,800
サトーホールディングス	100	2,176.00	217,600
技研製作所	100	1,460.00	146,000
日精樹脂工業	100	942.00	94,200
ワイエイシイホールディングス	100	856.00	85,600

小松製作所	4,200	4,445.00	18,669,000
住友重機械工業	500	3,020.00	1,510,000
日立建機	300	3,592.00	1,077,600
日工	100	703.00	70,300
井関農機	100	913.00	91,300
TOWA	300	1,993.00	597,900
ローツェ	400	1,647.00	658,800
クボタ	4,400	1,833.00	8,065,200
月島ホールディングス	100	1,435.00	143,500
帝国電機製作所	100	2,816.00	281,600
新東工業	200	903.00	180,600
澁谷工業	100	3,550.00	355,000
アイチ コーポレーション	100	1,415.00	141,500
小森コーポレーション	200	1,216.00	243,200
鶴見製作所	100	3,255.00	325,500
荏原製作所	1,800	2,504.00	4,507,200
西島製作所	100	2,232.00	223,200
北越工業	100	2,000.00	200,000
ダイキン工業	1,100	17,775.00	19,552,500
オルガノ	100	7,560.00	756,000
栗田工業	500	5,157.00	2,578,500
椿本チエイン	400	1,850.00	740,000
木村化工機	100	798.00	79,800
アネスト岩田	100	1,317.00	131,700
ダイフク	1,400	3,073.00	4,302,200
タダノ	500	1,110.50	555,250
フジテック	300	5,896.00	1,768,800
CKD	200	2,408.00	481,600
平和	300	2,298.00	689,400
理想科学工業	100	1,371.00	137,100
SANKYO	1,000	2,079.00	2,079,000
日本金銭機械	100	1,148.00	114,800
マースグループホールディングス	100	3,130.00	313,000
フクシマガリレイ	100	2,527.00	252,700
竹内製作所	200	5,290.00	1,058,000
アマノ	200	3,948.00	789,600

J U K I	100	363. 00	36, 300
ジャノメ	100	986. 00	98, 600
マックス	100	4, 320. 00	432, 000
グローリー	200	2, 535. 00	507, 000
新晃工業	200	1, 213. 00	242, 600
大和冷機工業	100	1, 543. 00	154, 300
セガサミーホールディングス	800	2, 990. 50	2, 392, 400
T P R	100	2, 323. 00	232, 300
ツバキ・ナカシマ	200	443. 00	88, 600
ホシザキ	600	5, 592. 00	3, 355, 200
大豊工業	100	622. 00	62, 200
日本精工	1, 600	630. 40	1, 008, 640
N T N	2, 000	243. 20	486, 400
ジェイテクト	800	1, 133. 00	906, 400
不二越	100	3, 250. 00	325, 000
日本トムソン	200	500. 00	100, 000
T H K	500	3, 712. 00	1, 856, 000
ユーシン精機	100	662. 00	66, 200
前澤給装工業	100	1, 282. 00	128, 200
イーグル工業	100	2, 031. 00	203, 100
P I L L A R	100	4, 070. 00	407, 000
キッツ	300	1, 154. 00	346, 200
マキタ	1, 100	4, 437. 00	4, 880, 700
三井E & S	500	1, 563. 00	781, 500
カナデビア	700	1, 035. 00	724, 500
三菱重工業	15, 000	2, 230. 50	33, 457, 500
I H I	700	9, 500. 00	6, 650, 000
スター精密	100	1, 925. 00	192, 500
キオクシアホールディングス	400	1, 788. 00	715, 200
日清紡ホールディングス	600	868. 60	521, 160
イビデン	500	4, 367. 00	2, 183, 500
コニカミノルタ	1, 900	599. 10	1, 138, 290
ブラザー工業	1, 100	2, 613. 00	2, 874, 300
ミネベアミツミ	1, 500	2, 433. 50	3, 650, 250
日立製作所	22, 100	3, 870. 00	85, 527, 000
三菱電機	8, 700	2, 546. 00	22, 150, 200

富士電機	500	6,939.00	3,469,500
安川電機	900	4,251.00	3,825,900
シンフォニアテクノロジー	100	6,850.00	685,000
明電舎	100	4,470.00	447,000
デンヨー	100	2,615.00	261,500
PHCホールディングス	200	1,024.00	204,800
KOKUSAI ELECTRIC	600	2,469.50	1,481,700
ソシオネクスト	900	2,051.00	1,845,900
東芝テック	100	3,315.00	331,500
芝浦メカトロニクス	100	7,930.00	793,000
マブチモーター	400	2,073.50	829,400
ニデック	3,800	2,553.50	9,703,300
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	100	285.00	28,500
ダブル・スコープ	300	243.00	72,900
ダイヘン	100	7,050.00	705,000
ヤーマン	200	733.00	146,600
JVCケンウッド	700	1,747.50	1,223,250
ミマキエンジニアリング	100	1,445.00	144,500
大崎電気工業	200	742.00	148,400
オムロン	800	4,872.00	3,897,600
日東工業	100	2,872.00	287,200
I D E C	100	2,486.00	248,600
ジーエス・ユアサ コーポレーション	400	2,341.00	936,400
日本電気	1,200	15,295.00	18,354,000
富士通	7,900	3,050.00	24,095,000
沖電気工業	400	938.00	375,200
サンケン電気	100	6,025.00	602,500
アイホン	100	2,673.00	267,300
ルネサスエレクトロニクス	6,500	2,009.00	13,058,500
セイコーエプソン	1,100	2,535.00	2,788,500
ワコム	600	634.00	380,400
アルバック	200	5,858.00	1,171,600
E I Z O	100	2,150.00	215,000
日本信号	200	901.00	180,200
京三製作所	200	500.00	100,000

能美防災	100	3,005.00	300,500
ホーチキ	100	2,466.00	246,600
エレコム	200	1,468.00	293,600
パナソニック ホールディングス	10,200	1,528.00	15,585,600
シャープ	1,200	921.10	1,105,320
アンリツ	600	1,418.00	850,800
富士通ゼネラル	200	2,756.00	551,200
ソニーグループ	29,300	3,380.00	99,034,000
T D K	7,400	1,720.00	12,728,000
タムラ製作所	300	583.00	174,900
アルプスアルパイン	700	1,637.50	1,146,250
日本電波工業	100	833.00	83,300
メイコー	100	8,450.00	845,000
フォスター電機	100	1,562.00	156,200
ヨコオ	100	1,564.00	156,400
ホシデン	200	2,057.00	411,400
ヒロセ電機	100	17,955.00	1,795,500
日本航空電子工業	200	2,816.00	563,200
T O A	100	928.00	92,800
マクセル	200	1,937.00	387,400
古野電気	100	2,566.00	256,600
スミダコーポレーション	100	885.00	88,500
横河電機	900	3,212.00	2,890,800
アズビル	2,300	1,150.50	2,646,150
日本光電工業	800	2,193.50	1,754,800
日本電子材料	100	1,992.00	199,200
堀場製作所	200	9,423.00	1,884,600
アドバンテスト	2,700	8,300.00	22,410,000
エスベック	100	2,524.00	252,400
キーエンス	900	63,600.00	57,240,000
シスメックス	2,200	2,895.50	6,370,100
日本マイクロニクス	100	3,660.00	366,000
メガチップス	100	5,650.00	565,000
OBARA GROUP	100	3,710.00	371,000
コーセル	100	978.00	97,800
イリソ電子工業	100	2,480.00	248,000

オプテックスグループ	200	1,616.00	323,200
レーザーテック	300	15,315.00	4,594,500
スタンレー電気	500	2,541.50	1,270,750
ウシオ電機	400	2,035.00	814,000
日本セラミック	100	2,387.00	238,700
古河電池	100	1,380.00	138,000
山一電機	100	2,231.00	223,100
図研	100	4,825.00	482,500
日本電子	200	5,528.00	1,105,600
カシオ計算機	700	1,261.50	883,050
ファナック	4,100	4,351.00	17,839,100
日本シイエムケイ	200	450.00	90,000
大真空	100	587.00	58,700
ローム	1,500	1,472.50	2,208,750
浜松ホトニクス	1,400	1,822.00	2,550,800
三井ハイテック	400	846.00	338,400
新光電気工業	300	5,821.00	1,746,300
京セラ	5,300	1,578.50	8,366,050
太陽誘電	400	2,120.00	848,000
村田製作所	7,500	2,368.00	17,760,000
双葉電子工業	200	483.00	96,600
ニチコン	200	1,037.00	207,400
日本ケミコン	100	979.00	97,900
K O A	100	927.00	92,700
市光工業	200	388.00	77,600
小糸製作所	900	1,973.50	1,776,150
ミツバ	200	821.00	164,200
S C R E E Nホールディングス	400	10,535.00	4,214,000
キヤノン電子	100	2,508.00	250,800
キヤノン	4,200	4,923.00	20,676,600
リコー	2,200	1,732.50	3,811,500
象印マホービン	300	1,670.00	501,000
東京エレクトロン	1,800	25,750.00	46,350,000
イノテック	100	1,381.00	138,100
トヨタ紡織	400	1,926.00	770,400
ユニプレス	200	1,071.00	214,200

豊田自動織機	700	12,350.00	8,645,000
モリタホールディングス	100	2,079.00	207,900
三櫻工業	100	690.00	69,000
デンソー	8,300	1,977.50	16,413,250
東海理化電機製作所	200	2,202.00	440,400
川崎重工業	600	6,992.00	4,195,200
名村造船所	200	1,988.00	397,600
三菱ロジスネクスト	100	1,935.00	193,500
日産自動車	10,600	403.70	4,279,220
いすゞ自動車	2,600	2,020.00	5,252,000
トヨタ自動車	45,200	2,824.50	127,667,400
日野自動車	1,300	487.10	633,230
三菱自動車工業	3,300	445.70	1,470,810
武蔵精密工業	200	2,871.00	574,200
日産車体	100	1,011.00	101,100
新明和工業	200	1,335.00	267,000
極東開発工業	100	2,393.00	239,300
トピー工業	100	2,036.00	203,600
タチエス	200	1,824.00	364,800
NOK	300	2,318.00	695,400
フタバ産業	300	784.00	235,200
カヤバ	100	2,884.00	288,400
大同メタル工業	200	490.00	98,000
プレス工業	300	552.00	165,600
太平洋工業	200	1,476.00	295,200
アイシン	1,800	1,710.00	3,078,000
マツダ	2,600	985.30	2,561,780
本田技研工業	20,200	1,372.00	27,714,400
スズキ	6,900	1,868.00	12,889,200
S U B A R U	2,600	2,578.50	6,704,100
ヤマハ発動機	3,600	1,245.50	4,483,800
エクセディ	100	4,735.00	473,500
豊田合成	200	2,673.00	534,600
愛三工業	200	1,898.00	379,600
ヨロズ	100	1,005.00	100,500
エフ・シー・シー	100	3,030.00	303,000

シマノ	400	21,300.00	8,520,000
テイ・エス テック	300	1,724.00	517,200
ジャムコ	100	1,791.00	179,100
リガク・ホールディングス	400	925.00	370,000
テルモ	5,700	2,847.50	16,230,750
日機装	200	992.00	198,400
日本エム・ディ・エム	100	593.00	59,300
島津製作所	1,200	4,426.00	5,311,200
JMS	100	438.00	43,800
長野計器	100	2,155.00	215,500
東京計器	100	3,005.00	300,500
インターアクション	100	1,080.00	108,000
東京精密	200	7,092.00	1,418,400
マニー	300	1,396.00	418,800
ニコン	1,300	1,633.00	2,122,900
トプコン	500	2,786.50	1,393,250
オリンパス	4,900	2,265.00	11,098,500
理研計器	100	2,906.00	290,600
タムロン	100	4,380.00	438,000
HOYA	1,700	19,625.00	33,362,500
ノーリツ鋼機	100	4,820.00	482,000
A&Dホロンホールディングス	100	1,841.00	184,100
朝日インテック	1,000	2,554.50	2,554,500
シチズン時計	800	921.00	736,800
メニコン	300	1,385.00	415,500
松風	100	2,088.00	208,800
セイコーグループ	100	5,290.00	529,000
ニプロ	700	1,422.00	995,400
三井松島ホールディングス	100	4,295.00	429,500
パラマウントベッドホールディングス	200	2,739.00	547,800
トランザクション	100	1,883.00	188,300
ニホンフラッシュ	100	797.00	79,700
前田工織	200	1,902.00	380,400
アートネイチャー	100	754.00	75,400
フルヤ金属	100	3,165.00	316,500

バンダイナムコホールディングス	2,300	3,800.00	8,740,000
SHOEI	200	2,030.00	406,000
フランスベッドホールディングス	100	1,257.00	125,700
パイロットコーポレーション	100	4,340.00	434,000
萩原工業	100	1,457.00	145,700
フジシールインターナショナル	200	2,340.00	468,000
タカラトミー	400	4,724.00	1,889,600
広済堂ホールディングス	300	525.00	157,500
プロネクサス	100	1,300.00	130,000
TOPPANホールディングス	1,100	4,198.00	4,617,800
大日本印刷	1,800	2,208.50	3,975,300
NISSHA	100	1,566.00	156,600
アシックス	3,100	3,371.00	10,450,100
ローランド	100	3,775.00	377,500
小松ウオール工業	100	1,496.00	149,600
ヤマハ	1,500	1,072.00	1,608,000
クリナップ	100	638.00	63,800
ピジョン	500	1,441.00	720,500
キングジム	100	850.00	85,000
リンテック	200	2,812.00	562,400
イトーキ	200	1,562.00	312,400
任天堂	5,400	10,175.00	54,945,000
三菱鉛筆	100	2,157.00	215,700
タカラスタANDARD	200	1,665.00	333,000
コクヨ	400	2,629.00	1,051,600
ナカバヤシ	100	521.00	52,100
グローブライド	100	1,885.00	188,500
オカムラ	300	1,925.00	577,500
美津濃	100	8,310.00	831,000
東京電力ホールディングス	7,200	398.60	2,869,920
中部電力	3,100	1,601.00	4,963,100
関西電力	4,100	1,729.50	7,090,950
中国電力	1,500	867.40	1,301,100
北陸電力	900	825.50	742,950
東北電力	2,200	1,129.00	2,483,800
四国電力	800	1,160.50	928,400

九州電力	2,000	1,287.50	2,575,000
北海道電力	900	740.00	666,000
沖縄電力	200	876.00	175,200
電源開発	600	2,545.50	1,527,300
エフオン	100	365.00	36,500
イーレックス	200	806.00	161,200
レノバ	200	585.00	117,000
東京瓦斯	1,600	4,369.00	6,990,400
大阪瓦斯	1,700	3,016.00	5,127,200
東邦瓦斯	300	3,770.00	1,131,000
北海道瓦斯	300	524.00	157,200
広島ガス	200	358.00	71,600
西部ガスホールディングス	100	1,680.00	168,000
静岡ガス	200	996.00	199,200
メタウォーター	100	1,871.00	187,100
SBSホールディングス	100	2,420.00	242,000
東武鉄道	900	2,670.00	2,403,000
相鉄ホールディングス	300	2,549.50	764,850
東急	2,400	1,752.50	4,206,000
京浜急行電鉄	1,100	1,350.50	1,485,550
小田急電鉄	1,400	1,484.00	2,077,600
京王電鉄	400	3,909.00	1,563,600
京成電鉄	1,500	1,450.00	2,175,000
富士急行	100	2,337.00	233,700
東日本旅客鉄道	4,700	2,732.50	12,842,750
西日本旅客鉄道	2,100	2,777.00	5,831,700
東海旅客鉄道	3,300	2,883.00	9,513,900
東京地下鉄	1,400	1,719.50	2,407,300
西武ホールディングス	900	3,313.00	2,981,700
鴻池運輸	100	3,050.00	305,000
西日本鉄道	200	2,202.50	440,500
ハマキョウレックス	300	1,303.00	390,900
サカイ引越センター	100	2,370.00	237,000
近鉄グループホールディングス	900	3,296.00	2,966,400
阪急阪神ホールディングス	1,100	3,895.00	4,284,500
南海電気鉄道	400	2,548.50	1,019,400

京阪ホールディングス	500	3,298.00	1,649,000
名古屋鉄道	900	1,704.00	1,533,600
山陽電気鉄道	100	1,996.00	199,600
ヤマトホールディングス	1,000	1,859.50	1,859,500
山九	200	5,657.00	1,131,400
丸全昭和運輸	100	5,970.00	597,000
センコーグループホールディングス	600	1,504.00	902,400
ニッコンホールディングス	500	2,230.50	1,115,250
福山通運	100	3,560.00	356,000
セイノーホールディングス	400	2,328.00	931,200
AZ-COM丸和ホールディングス	300	1,114.00	334,200
九州旅客鉄道	700	3,776.00	2,643,200
SGホールディングス	1,400	1,432.50	2,005,500
NIPPON EXPRESS ホールディング	900	2,457.50	2,211,750
日本郵船	1,800	4,833.00	8,699,400
商船三井	1,600	5,271.00	8,433,600
川崎汽船	1,900	1,945.00	3,695,500
NSユナイテッド海運	100	3,910.00	391,000
飯野海運	300	1,092.00	327,600
乾汽船	100	1,668.00	166,800
日本航空	1,900	2,546.00	4,837,400
ANAホールディングス	2,300	2,877.50	6,618,250
日新	100	4,365.00	436,500
三菱倉庫	900	1,043.50	939,150
三井倉庫ホールディングス	100	7,450.00	745,000
住友倉庫	300	2,696.00	808,800
日本トランスシティ	200	1,003.00	200,600
中央倉庫	100	1,451.00	145,100
安田倉庫	100	1,724.00	172,400
上組	400	3,340.00	1,336,000
キューソー流通システム	100	2,076.00	207,600
エーアイティー	100	1,683.00	168,300
NECネットエスアイ	300	3,305.00	991,500
システナ	1,200	350.00	420,000
デジタルアーツ	100	6,460.00	646,000

日鉄ソリューションズ	300	3,939.00	1,181,700
ラクーンホールディングス	100	909.00	90,900
ソフトクリエイトホールディングス	100	2,276.00	227,600
T I S	900	3,385.00	3,046,500
グリーンホールディングス	300	451.00	135,300
コーエーテクモホールディングス	600	1,949.50	1,169,700
ファインデックス	100	910.00	91,000
ブレインパッド	100	1,121.00	112,100
K L a b	200	148.00	29,600
ポールトゥウィンホールディングス	100	418.00	41,800
ネクソン	1,900	1,974.00	3,750,600
アイスタイル	300	512.00	153,600
エムアップホールディングス	100	1,596.00	159,600
エイチーム	100	951.00	95,100
セルシス	100	1,357.00	135,700
エニグモ	100	325.00	32,500
コロプラ	300	476.00	142,800
ブロードリーフ	300	613.00	183,900
デジタルハーツホールディングス	100	840.00	84,000
じげん	200	452.00	90,400
ブイキューブ	100	209.00	20,900
フィックスターズ	100	1,720.00	172,000
オプティム	100	759.00	75,900
S H I F T	900	1,259.00	1,133,100
テクマトリックス	200	2,405.00	481,000
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	200	3,258.00	651,600
GMOペイメントゲートウェイ	200	7,974.00	1,594,800
システムリサーチ	100	1,575.00	157,500
インターネットイニシアティブ	500	2,932.00	1,466,000
さくらインターネット	100	4,780.00	478,000
朝日ネット	100	651.00	65,100
e B A S E	100	592.00	59,200
アバントグループ	100	2,008.00	200,800
コムチュア	100	2,170.00	217,000
アステリア	100	573.00	57,300

マークラインズ	100	2,189.00	218,900
メディカル・データ・ビジョン	100	502.00	50,200
g u m i	200	425.00	85,000
ラクス	400	1,934.50	773,800
オープンドア	100	592.00	59,200
カナミックネットワーク	100	442.00	44,200
チェンジホールディングス	200	1,448.00	289,600
マクロミル	200	1,265.00	253,000
PKSHA Technology	100	3,505.00	350,500
マネーフォワード	200	4,430.00	886,000
Sun Asterisk	100	691.00	69,100
プラスアルファ・コンサルティング	100	1,745.00	174,500
Appier Group	300	1,535.00	460,500
ビジョナル	100	7,436.00	743,600
野村総合研究所	1,800	5,225.00	9,405,000
日本システム技術	100	1,778.00	177,800
ソースネクスト	400	221.00	88,400
シンプレクス・ホールディングス	200	2,946.00	589,200
ラクスル	200	1,326.00	265,200
メルカリ	500	1,860.50	930,250
イーソル	100	627.00	62,700
ウイングアーク1st	100	3,465.00	346,500
Sansan	200	2,420.00	484,000
ギフトィ	100	1,378.00	137,800
メドレー	100	3,770.00	377,000
JMDC	100	3,890.00	389,000
フォーカスシステムズ	100	1,091.00	109,100
クレスコ	100	1,128.00	112,800
フジ・メディア・ホールディングス	800	2,506.00	2,004,800
オービック	1,600	4,559.00	7,294,400
ジャストシステム	100	3,345.00	334,500
TDCソフト	100	1,350.00	135,000
LINEヤフー	13,700	462.80	6,340,360
トレンドマイクロ	400	9,181.00	3,672,400
IDホールディングス	100	1,682.00	168,200
日本オラクル	200	13,980.00	2,796,000

フューチャー	200	1,805.00	361,000
C A C H o l d i n g s	100	1,750.00	175,000
オービックビジネスコンサルタント	100	7,737.00	773,700
アイティフォー	100	1,417.00	141,700
大塚商会	1,000	3,477.00	3,477,000
サイボウズ	100	2,691.00	269,100
電通総研	100	6,110.00	611,000
A C C E S S	100	1,098.00	109,800
デジタルガレージ	100	3,995.00	399,500
EMシステムズ	100	790.00	79,000
ウェザーニューズ	100	3,460.00	346,000
C I J	200	462.00	92,400
WOWOW	100	1,002.00	100,200
スカラ	100	372.00	37,200
ANYCOLOR	100	3,180.00	318,000
I M A G I C A G R O U P	100	530.00	53,000
ネットワンシステムズ	100	4,481.00	448,100
システムソフト	300	56.00	16,800
アルゴグラフィックス	100	4,845.00	484,500
マーベラス	200	509.00	101,800
エイベックス	200	1,423.00	284,600
B I P R O G Y	300	4,804.00	1,441,200
都築電気	100	2,687.00	268,700
T B S ホールディングス	400	4,222.00	1,688,800
日本テレビホールディングス	800	2,855.00	2,284,000
朝日放送グループホールディングス	100	635.00	63,500
テレビ朝日ホールディングス	200	2,467.00	493,400
スカパー J S A T ホールディングス	700	911.00	637,700
テレビ東京ホールディングス	100	3,245.00	324,500
ビジョン	100	1,147.00	114,700
U-NEXT H O L D I N G S	300	1,862.00	558,600
日本通信	700	123.00	86,100
日本電信電話	253,800	151.80	38,526,840
K D D I	6,300	5,196.00	32,734,800
ソフトバンク	136,600	201.50	27,524,900
光通信	100	35,490.00	3,549,000

エムティーアイ	100	996.00	99,600
GMOインターネットグループ	300	2,758.50	827,550
KADOKAWA	500	3,203.00	1,601,500
学研ホールディングス	200	1,006.00	201,200
ゼンリン	100	875.00	87,500
アイネット	100	1,862.00	186,200
東宝	500	7,047.00	3,523,500
東映	100	5,680.00	568,000
NTTデータグループ	2,200	2,984.00	6,564,800
ピー・シー・エー	100	1,901.00	190,100
D T S	100	4,225.00	422,500
スクウェア・エニックス・ホールディングス	400	6,308.00	2,523,200
シーイーシー	100	1,878.00	187,800
カプコン	1,700	3,569.00	6,067,300
S C S K	700	3,473.00	2,431,100
アイネス	100	1,740.00	174,000
T K C	200	3,740.00	748,000
富士ソフト	200	9,800.00	1,960,000
N S D	300	3,340.00	1,002,000
コナミグループ	300	16,345.00	4,903,500
福井コンピュータホールディングス	100	2,902.00	290,200
J B C Cホールディングス	100	4,910.00	491,000
ミロク情報サービス	100	1,887.00	188,700
ソフトバンクグループ	4,200	9,455.00	39,711,000
リョーサン菱洋ホールディングス	100	2,495.00	249,500
あらた	100	3,070.00	307,000
東京エレクトロン デバイス	100	2,960.00	296,000
円谷フィールズホールディングス	100	1,827.00	182,700
双日	1,000	3,125.00	3,125,000
アルフレッサ ホールディングス	800	2,060.00	1,648,000
横浜冷凍	200	848.00	169,600
アルコニックス	100	1,510.00	151,000
神戸物産	700	3,472.00	2,430,400
あい ホールディングス	200	1,934.00	386,800
ダイワボウホールディングス	400	2,951.50	1,180,600

マクニカホールディングス	700	1,831.00	1,281,700
バイタルケーエスケー・ホールディングス	100	1,160.00	116,000
八洲電機	100	1,700.00	170,000
メディアスホールディングス	100	863.00	86,300
レスター	100	2,440.00	244,000
TOKAIホールディングス	500	931.00	465,500
三洋貿易	100	1,478.00	147,800
ウイン・パートナーズ	100	1,299.00	129,900
シップヘルスケアホールディングス	400	2,047.00	818,800
コメダホールディングス	200	2,739.00	547,800
フルサト・マルカホールディングス	100	2,300.00	230,000
ヤマエグループホールディングス	100	1,971.00	197,100
小野建	100	1,504.00	150,400
佐島電機	100	1,643.00	164,300
伯東	100	4,525.00	452,500
コンドーテック	100	1,315.00	131,500
ナガイレーベン	100	2,036.00	203,600
三菱食品	100	4,895.00	489,500
松田産業	100	3,065.00	306,500
第一興商	300	1,774.00	532,200
メディパルホールディングス	1,000	2,263.50	2,263,500
アズワン	300	2,457.00	737,100
シモジマ	100	1,297.00	129,700
ドウシシャ	100	2,105.00	210,500
高速	100	2,371.00	237,100
丸文	100	1,090.00	109,000
ハピネット	100	4,625.00	462,500
日本ライフライン	200	1,557.00	311,400
タカショー	100	398.00	39,800
I DOM	300	1,117.00	335,100
進和	100	2,925.00	292,500
シークス	100	1,102.00	110,200
伊藤忠商事	6,100	7,103.00	43,328,300
丸紅	7,400	2,276.00	16,842,400
長瀬産業	400	2,879.00	1,151,600

豊田通商	2,700	2,531.00	6,833,700
三共生興	100	595.00	59,500
兼松	400	2,542.50	1,017,000
三井物産	13,200	2,998.50	39,580,200
日本紙パルプ商事	400	632.00	252,800
カメイ	100	1,730.00	173,000
スターゼン	100	2,852.00	285,200
山善	300	1,309.00	392,700
住友商事	5,400	3,306.00	17,852,400
三菱商事	16,600	2,455.50	40,761,300
第一実業	100	2,511.00	251,100
キャノンマーケティングジャパン	200	5,140.00	1,028,000
佐藤商事	100	1,410.00	141,000
東京産業	100	728.00	72,800
ユアサ商事	100	4,350.00	435,000
阪和興業	100	4,710.00	471,000
正栄食品工業	100	4,060.00	406,000
カナデン	100	1,456.00	145,600
RYODEN	100	2,423.00	242,300
岩谷産業	900	1,648.00	1,483,200
極東貿易	100	1,510.00	151,000
アステナホールディングス	200	437.00	87,400
三愛オブリ	200	1,785.00	357,000
稲畑産業	200	3,160.00	632,000
明和産業	100	702.00	70,200
ワキタ	100	1,811.00	181,100
東邦ホールディングス	200	4,115.00	823,000
サンゲツ	200	2,860.00	572,000
ミツウロコグループホールディングス	100	1,798.00	179,800
伊藤忠エネクス	200	1,708.00	341,600
サンリオ	700	5,726.00	4,008,200
新光商事	100	961.00	96,100
東陽テクニカ	100	1,380.00	138,000
モスフードサービス	100	3,465.00	346,500
加賀電子	200	2,679.00	535,800

ソーダニッカ	100	1,102.00	110,200
立花エレテック	100	2,621.00	262,100
PAL TAC	100	4,240.00	424,000
三谷産業	200	328.00	65,600
コーア商事ホールディングス	100	605.00	60,500
K P P グループホールディングス	200	652.00	130,400
泉州電業	100	5,050.00	505,000
トラスコ中山	200	1,986.00	397,200
オートバックスセブン	300	1,478.00	443,400
モリト	100	1,526.00	152,600
加藤産業	100	4,440.00	444,000
イエローハット	200	2,941.00	588,200
J Kホールディングス	100	983.00	98,300
日伝	100	2,941.00	294,100
杉本商事	100	1,265.00	126,500
因幡電機産業	300	3,754.00	1,126,200
東テク	100	2,311.00	231,100
ミスミグループ本社	1,400	2,298.50	3,217,900
スズケン	300	4,683.00	1,404,900
ジェコス	100	997.00	99,700
インターメスティック	100	2,505.00	250,500
サンエー	200	2,923.00	584,600
カワチ薬品	100	2,645.00	264,500
エービーシー・マート	400	3,194.00	1,277,600
アスクル	200	1,693.00	338,600
ゲオホールディングス	100	1,817.00	181,700
アダストリア	100	3,295.00	329,500
くら寿司	100	2,675.00	267,500
パルグループホールディングス	200	3,390.00	678,000
エディオン	400	1,818.00	727,200
サーラコーポレーション	200	790.00	158,000
フジオフードグループ本社	100	1,099.00	109,900
あみやき亭	100	1,564.00	156,400
ハニーズホールディングス	100	1,704.00	170,400
アルペン	100	2,090.00	209,000
クオールホールディングス	100	1,460.00	146,000

ジーンズホールディングス	100	6,980.00	698,000
ビックカメラ	500	1,654.00	827,000
DCMホールディングス	500	1,409.00	704,500
Monotaro	1,300	2,723.50	3,540,550
J. フロント リテイリング	1,000	2,151.00	2,151,000
ドトール・日レスホールディングス	200	2,331.00	466,200
マツキョココカラ&カンパニー	1,600	2,262.00	3,619,200
ブロンコビリー	100	3,605.00	360,500
ZOZO	700	5,317.00	3,721,900
トレジャー・ファクトリー	100	1,623.00	162,300
物語コーポレーション	200	3,345.00	669,000
三越伊勢丹ホールディングス	1,300	2,667.50	3,467,750
ウエルシアホールディングス	500	2,183.50	1,091,750
クリエイトSDホールディングス	100	2,793.00	279,300
シュッピン	100	1,102.00	110,200
オイシックス・ラ・大地	100	1,467.00	146,700
ネクステージ	200	1,475.00	295,000
ジョイフル本田	200	1,868.00	373,600
ホットランド	100	2,025.00	202,500
すかいらーくホールディングス	1,200	2,414.00	2,896,800
SFPホールディングス	100	2,140.00	214,000
綿半ホールディングス	100	1,633.00	163,300
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	400	774.00	309,600
ゴルフダイジェスト・オンライン	100	350.00	35,000
BEE NOS	100	3,970.00	397,000
あさひ	100	1,467.00	146,700
日本調剤	100	1,365.00	136,500
コスモス薬品	200	7,196.00	1,439,200
セブン&アイ・ホールディングス	9,900	2,420.00	23,958,000
クリエイト・レストランツ・ホールディング	700	1,328.00	929,600
ツルハホールディングス	200	9,364.00	1,872,800
サンマルクホールディングス	100	2,548.00	254,800
トリドールホールディングス	300	3,769.00	1,130,700
TOKYO BASE	100	332.00	33,200
JMホールディングス	100	2,360.00	236,000

アレンザホールディングス	100	1,096.00	109,600
バロックジャパンリミテッド	100	786.00	78,600
クスリのアオキホールディングス	200	3,271.00	654,200
力の源ホールディングス	100	1,218.00	121,800
FOOD & LIFE COMPANYIE	500	3,422.00	1,711,000
メディカルシステムネットワーク	100	390.00	39,000
ノジマ	300	2,328.00	698,400
カップ・クリエイト	100	1,434.00	143,400
良品計画	1,100	4,078.00	4,485,800
アドヴァングループ	100	968.00	96,800
G-7ホールディングス	100	1,409.00	140,900
イオン北海道	200	891.00	178,200
コジマ	200	987.00	197,400
コーナン商事	100	3,540.00	354,000
ワタミ	100	905.00	90,500
パン・パシフィック・インターナショナルホ	1,800	4,266.00	7,678,800
西松屋チェーン	200	2,291.00	458,200
ゼンショーホールディングス	500	8,516.00	4,258,000
幸楽苑	100	1,038.00	103,800
サイゼリヤ	100	4,555.00	455,500
VTホールディングス	400	521.00	208,400
ユナイテッドアローズ	100	2,614.00	261,400
ハイデイ日高	100	2,915.00	291,500
コロワイド	500	1,690.00	845,000
荳番屋	400	993.00	397,200
スギホールディングス	500	2,676.50	1,338,250
スクロール	100	1,109.00	110,900
ヨンドシーホールディングス	100	1,896.00	189,600
木曽路	100	2,148.00	214,800
SRSホールディングス	100	1,176.00	117,600
千趣会	200	226.00	45,200
リテールパートナーズ	100	1,274.00	127,400
上新電機	100	2,330.00	233,000
日本瓦斯	400	2,139.50	855,800
ロイヤルホールディングス	200	2,581.00	516,200

チヨダ	100	1, 227. 00	122, 700
ライフコーポレーション	100	3, 560. 00	356, 000
リンガーハット	100	2, 260. 00	226, 000
Mr M a x HD	100	673. 00	67, 300
A O K I ホールディングス	200	1, 299. 00	259, 800
オークワ	100	782. 00	78, 200
コメリ	100	2, 947. 00	294, 700
青山商事	200	2, 141. 00	428, 200
しまむら	200	8, 848. 00	1, 769, 600
高島屋	1, 300	1, 323. 50	1, 720, 550
松屋	200	1, 074. 00	214, 800
エイチ・ツー・オー リテイリング	400	2, 303. 50	921, 400
近鉄百貨店	100	2, 233. 00	223, 300
丸井グループ	600	2, 572. 50	1, 543, 500
アクシアル リテイリング	200	878. 00	175, 600
イオン	3, 300	3, 740. 00	12, 342, 000
イズミ	100	3, 048. 00	304, 800
平和堂	100	2, 357. 00	235, 700
フジ	200	2, 130. 00	426, 000
ヤオコー	100	8, 943. 00	894, 300
ゼビオホールディングス	100	1, 252. 00	125, 200
ケーズホールディングス	600	1, 400. 00	840, 000
G e n k y D r u g S t o r e s	100	2, 991. 00	299, 100
ブックオフグループホールディングス	100	1, 326. 00	132, 600
アインホールディングス	100	4, 567. 00	456, 700
G e n k i G l o b a l D i n i n g	100	3, 030. 00	303, 000
ヤマダホールディングス	2, 800	450. 00	1, 260, 000
アークランズ	300	1, 676. 00	502, 800
ニトリホールディングス	300	17, 790. 00	5, 337, 000
グルメ杵屋	100	1, 088. 00	108, 800
ケーユーホールディングス	100	1, 125. 00	112, 500
吉野家ホールディングス	400	2, 933. 00	1, 173, 200
サガミホールディングス	100	1, 734. 00	173, 400
王将フードサービス	200	2, 902. 00	580, 400
ミニストップ	100	1, 740. 00	174, 000

アークス	200	2,682.00	536,400
バローホールディングス	200	2,160.00	432,000
大庄	100	1,098.00	109,800
ファーストリテイリング	500	49,200.00	24,600,000
サンドラッグ	300	4,133.00	1,239,900
サックスパー ホールディングス	100	919.00	91,900
ベルーナ	200	875.00	175,000
いよぎんホールディングス	1,100	1,589.00	1,747,900
しずおかフィナンシャルグループ	1,800	1,351.00	2,431,800
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	700	1,645.00	1,151,500
楽天銀行	400	4,637.00	1,854,800
京都フィナンシャルグループ	1,100	2,164.00	2,380,400
めぶきフィナンシャルグループ	4,200	660.40	2,773,680
東京きらぼしフィナンシャルグループ	100	4,820.00	482,000
九州フィナンシャルグループ	1,500	758.20	1,137,300
ゆうちょ銀行	6,900	1,579.50	10,898,550
富山第一銀行	300	1,018.00	305,400
コンコルディア・フィナンシャルグループ	4,500	871.30	3,920,850
西日本フィナンシャルホールディングス	500	2,005.00	1,002,500
三十三フィナンシャルグループ	100	2,353.00	235,300
第四北越フィナンシャルグループ	300	2,812.00	843,600
ひろぎんホールディングス	1,200	1,192.50	1,431,000
おきなわフィナンシャルグループ	100	2,591.00	259,100
十六フィナンシャルグループ	100	4,670.00	467,000
北國フィナンシャルホールディングス	100	5,340.00	534,000
プロクレアホールディングス	100	1,707.00	170,700
あいちフィナンシャルグループ	200	2,648.00	529,600
あおぞら銀行	600	2,370.00	1,422,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	53,700	1,926.00	103,426,200
りそなホールディングス	10,300	1,122.00	11,556,600
三井住友トラストグループ	3,000	3,865.00	11,595,000
三井住友フィナンシャルグループ	17,500	3,755.00	65,712,500
千葉銀行	2,600	1,276.00	3,317,600
群馬銀行	1,500	1,087.50	1,631,250

武蔵野銀行	100	3,145.00	314,500
千葉興業銀行	200	1,515.00	303,000
筑波銀行	400	250.00	100,000
七十七銀行	300	4,636.00	1,390,800
秋田銀行	100	2,282.00	228,200
山形銀行	100	1,014.00	101,400
岩手銀行	100	3,045.00	304,500
東邦銀行	700	300.00	210,000
ふくおかフィナンシャルグループ	700	4,132.00	2,892,400
スルガ銀行	600	1,188.00	712,800
八十二銀行	2,000	979.90	1,959,800
山梨中央銀行	100	2,194.00	219,400
大垣共立銀行	200	2,118.00	423,600
福井銀行	100	1,910.00	191,000
滋賀銀行	100	4,500.00	450,000
南都銀行	100	3,470.00	347,000
百五銀行	800	664.00	531,200
紀陽銀行	300	2,221.00	666,300
ほくほくフィナンシャルグループ	500	2,064.00	1,032,000
山陰合同銀行	500	1,288.00	644,000
百十四銀行	100	3,545.00	354,500
四国銀行	100	1,197.00	119,700
阿波銀行	100	2,703.00	270,300
宮崎銀行	100	3,175.00	317,500
琉球銀行	200	1,119.00	223,800
セブン銀行	3,000	301.20	903,600
みずほフィナンシャルグループ	11,300	4,261.00	48,149,300
山口フィナンシャルグループ	800	1,689.00	1,351,200
名古屋銀行	100	7,010.00	701,000
北洋銀行	1,100	505.00	555,500
愛媛銀行	100	1,124.00	112,400
京葉銀行	400	787.00	314,800
栃木銀行	400	294.00	117,600
東和銀行	200	653.00	130,600
トモニホールディングス	800	436.00	348,800
フィデアホールディングス	100	1,476.00	147,600

池田泉州ホールディングス	1,200	431.00	517,200
F P G	300	2,489.00	746,700
ジャパンインベストメントアドバイザー	100	1,233.00	123,300
S B I ホールディングス	1,300	4,341.00	5,643,300
ジャフコ グループ	200	2,223.00	444,600
大和証券グループ本社	6,000	1,078.00	6,468,000
野村ホールディングス	14,100	990.20	13,961,820
岡三証券グループ	700	637.00	445,900
丸三証券	300	1,008.00	302,400
東洋証券	300	553.00	165,900
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	1,000	501.00	501,000
水戸証券	200	572.00	114,400
いちよし証券	200	838.00	167,600
松井証券	600	807.00	484,200
マネックスグループ	800	873.00	698,400
極東証券	100	1,644.00	164,400
岩井コスモホールディングス	100	2,453.00	245,300
アイザワ証券グループ	100	1,716.00	171,600
スパークス・グループ	100	1,470.00	147,000
かんぽ生命保険	1,000	2,997.50	2,997,500
S O M P O ホールディングス	4,100	4,277.00	17,535,700
アニコム ホールディングス	300	646.00	193,800
M S & A D インシュアランスグループホール	6,100	3,192.00	19,471,200
第一生命ホールディングス	3,900	4,149.00	16,181,100
東京海上ホールディングス	8,200	5,040.00	41,328,000
T & D ホールディングス	2,200	2,919.50	6,422,900
アドバンスクリエイト	100	523.00	52,300
全国保証	200	5,463.00	1,092,600
ジェイリース	100	1,241.00	124,100
S B I アルヒ	100	864.00	86,400
プレミアグループ	100	2,588.00	258,800
ネットプロテクションズホールディングス	300	475.00	142,500
クレディセゾン	500	3,635.00	1,817,500
芙蓉総合リース	100	11,335.00	1,133,500

みずほリース	600	1,007.00	604,200
東京センチュリー	600	1,492.50	895,500
日本証券金融	300	1,877.00	563,100
アイフル	1,400	335.00	469,000
リコーリース	100	5,090.00	509,000
イオンフィナンシャルサービス	500	1,240.00	620,000
アコム	2,000	402.30	804,600
ジャックス	100	3,740.00	374,000
オリエントコーポレーション	300	801.00	240,300
オリックス	5,000	3,241.00	16,205,000
三菱HCキャピタル	4,200	1,028.50	4,319,700
日本取引所グループ	5,000	1,602.00	8,010,000
イー・ギャランティ	100	1,743.00	174,300
r o b o t h o m e	200	126.00	25,200
大東建託	300	15,905.00	4,771,500
いちご	700	356.00	249,200
日本駐車場開発	1,000	207.00	207,000
スター・マイカ・ホールディングス	100	852.00	85,200
ヒューリック	2,000	1,359.50	2,719,000
野村不動産ホールディングス	500	4,167.00	2,083,500
三重交通グループホールディングス	200	509.00	101,800
ディア・ライフ	100	1,001.00	100,100
地主	100	2,212.00	221,200
プレサンスコーポレーション	100	2,390.00	239,000
フージャースホールディングス	100	1,040.00	104,000
オープンハウスグループ	300	5,000.00	1,500,000
東急不動産ホールディングス	2,500	992.30	2,480,750
飯田グループホールディングス	800	2,284.00	1,827,200
A n d D oホールディングス	100	1,207.00	120,700
グッドコムアセット	100	914.00	91,400
パーク24	700	2,038.50	1,426,950
三井不動産	11,500	1,398.00	16,077,000
三菱地所	4,800	2,246.50	10,783,200
平和不動産	100	4,695.00	469,500
東京建物	700	2,396.50	1,677,550
京阪神ビルディング	100	1,487.00	148,700

住友不動産	1,400	5,352.00	7,492,800
テーオーシー	100	653.00	65,300
レオパレス21	700	559.00	391,300
スターツコーポレーション	100	3,855.00	385,500
フジ住宅	100	744.00	74,400
空港施設	100	589.00	58,900
明和地所	100	1,001.00	100,100
ゴールドクレスト	100	3,070.00	307,000
日神グループホールディングス	100	521.00	52,100
日本エスコン	200	1,020.00	204,000
MIRARTHホールディングス	500	518.00	259,000
イオンモール	500	1,941.00	970,500
カチタス	200	2,145.00	429,000
トーセイ	100	2,381.00	238,100
サンフロンティア不動産	100	1,984.00	198,400
FJネクストホールディングス	100	1,147.00	114,700
グランディハウス	100	579.00	57,900
日本空港ビルデング	300	5,067.00	1,520,100
LIFULL	200	189.00	37,800
MIXI	200	3,205.00	641,000
ジェイエイシーリクルートメント	300	660.00	198,000
日本M&Aセンターホールディングス	1,300	597.50	776,750
UTグループ	100	2,138.00	213,800
ケアネット	200	579.00	115,800
E・Jホールディングス	100	1,601.00	160,100
オープンアップグループ	300	1,789.00	536,700
コシダカホールディングス	300	1,073.00	321,900
パソナグループ	100	2,006.00	200,600
リンクアンドモチベーション	200	523.00	104,600
エス・エム・エス	300	1,269.00	380,700
パーソルホールディングス	8,000	230.70	1,845,600
クックパッド	200	146.00	29,200
総合警備保障	1,500	1,029.00	1,543,500
カカコム	600	2,379.50	1,427,700
セントケア・ホールディング	100	735.00	73,500

ルネサンス	100	1,035.00	103,500
ディップ	200	2,238.00	447,600
新日本科学	100	1,661.00	166,100
エムスリー	1,700	1,355.00	2,303,500
ディー・エヌ・エー	300	2,826.00	847,800
博報堂D Yホールディングス	1,000	1,127.00	1,127,000
ぐるなび	200	272.00	54,400
タカミヤ	100	404.00	40,400
ファンコミュニケーションズ	100	397.00	39,700
エスプール	300	275.00	82,500
アドウェイズ	100	289.00	28,900
バリューコマース	100	910.00	91,000
インフォマート	800	317.00	253,600
J Pホールディングス	200	620.00	124,000
プレステージ・インターナショナル	400	700.00	280,000
プロトコーポレーション	100	1,210.00	121,000
アミューズ	100	1,514.00	151,400
クイック	100	1,973.00	197,300
電通グループ	900	3,535.00	3,181,500
シーティーエス	100	821.00	82,100
H. U. グループホールディングス	300	2,525.00	757,500
アルプス技研	100	2,400.00	240,000
日本空調サービス	100	1,015.00	101,500
オリエンタルランド	5,200	3,483.00	18,111,600
ダスキン	200	3,720.00	744,000
明光ネットワークジャパン	100	728.00	72,800
ラウンドワン	800	1,312.00	1,049,600
リゾートトラスト	300	3,232.00	969,600
ビー・エム・エル	100	2,814.00	281,400
リソー教育	500	289.00	144,500
ユー・エス・エス	1,800	1,378.50	2,481,300
東京個別指導学院	100	346.00	34,600
サイバーエージェント	1,900	1,132.50	2,151,750
楽天グループ	6,200	963.30	5,972,460
S B I グローバルアセットマネジメント	200	692.00	138,400

デー・オー・ダブリュー	200	309.00	61,800
フルキャストホールディングス	100	1,466.00	146,600
エン・ジャパン	100	1,891.00	189,100
テクノプロ・ホールディングス	500	2,976.00	1,488,000
K e e P e r 技研	100	4,380.00	438,000
G u n o s y	100	613.00	61,300
ジャパンマテリアル	300	1,669.00	500,700
ベクトル	100	1,030.00	103,000
チャーム・ケア・コーポレーション	100	1,252.00	125,200
I B J	100	640.00	64,000
バリューHR	100	1,498.00	149,800
M&Aキャピタルパートナーズ	100	2,884.00	288,400
シグマクシス・ホールディングス	300	928.00	278,400
ウィルグループ	100	993.00	99,300
メドピア	100	453.00	45,300
リクルートホールディングス	6,800	10,640.00	72,352,000
エラン	100	735.00	73,500
日本郵政	9,800	1,612.00	15,797,600
ベルシステム24ホールディングス	100	1,226.00	122,600
鎌倉新書	100	502.00	50,200
エアトリ	100	1,232.00	123,200
アトラエ	100	724.00	72,400
ソラスト	200	463.00	92,600
インソース	200	1,031.00	206,200
ベイカレント	600	6,540.00	3,924,000
アイモバイル	100	475.00	47,500
ジャパンエレベーターサービスホールディング	300	2,974.00	892,200
ミダックホールディングス	100	1,659.00	165,900
キュービーネットホールディングス	100	1,007.00	100,700
オープングループ	100	262.00	26,200
アンビスホールディングス	200	640.00	128,000
カーブスホールディングス	200	726.00	145,200
フォーラムエンジニアリング	100	1,028.00	102,800
ダイレクトマーケティングミックス	100	262.00	26,200
L I T A L I C O	100	1,139.00	113,900

	リロググループ	500	1,899.00	949,500	
	東祥	100	694.00	69,400	
	I D & Eホールディングス	100	6,490.00	649,000	
	T R Eホールディングス	200	1,526.00	305,200	
	N I S S Oホールディングス	100	758.00	75,800	
	大栄環境	200	2,816.00	563,200	
	日本管財ホールディングス	100	2,624.00	262,400	
	M & A総研ホールディングス	100	1,488.00	148,800	
	エイチ・アイ・エス	300	1,478.00	443,400	
	共立メンテナンス	300	3,061.00	918,300	
	イチネンホールディングス	100	1,784.00	178,400	
	建設技術研究所	100	2,600.00	260,000	
	スペース	100	1,087.00	108,700	
	燦ホールディングス	100	1,008.00	100,800	
	東京都競馬	100	4,430.00	443,000	
	カナモト	100	3,080.00	308,000	
	ニシオホールディングス	100	4,110.00	411,000	
	トランス・コスモス	100	3,155.00	315,500	
	乃村工藝社	400	909.00	363,600	
	K N T－C Tホールディングス	100	1,187.00	118,700	
	トーカイ	100	2,051.00	205,100	
	セコム	1,800	5,166.00	9,298,800	
	丹青社	200	901.00	180,200	
	メイテックグループホールディングス	300	2,973.50	892,050	
	応用地質	100	2,655.00	265,500	
	船井総研ホールディングス	200	2,377.00	475,400	
	イオンディライト	100	4,015.00	401,500	
	ナック	100	600.00	60,000	
	ダイセキ	200	3,720.00	744,000	
	小計 銘柄数：1,414			3,297,158,550	
	組入時価比率：99.3%			100.0%	
合計				3,297,158,550	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025年2月3日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 2 月 3 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	19,189,455	—	19,113,500	△76,725
合計	19,189,455	—	19,113,500	△76,725

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

財形公社債マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 2 月 3 日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	134,956,893
国債証券	4,024,578,230
地方債証券	894,259,242
特殊債券	198,442,000
社債券	398,220,557
未収入金	220,535,500
未収利息	2,349,934
前払費用	768,786
流動資産合計	5,874,111,142
資産合計	5,874,111,142
負債の部	
流動負債	
未払金	214,235,200
流動負債合計	214,235,200
負債合計	214,235,200
純資産の部	
元本等	
元本	4,144,643,060
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,515,232,882
元本等合計	5,659,875,942
純資産合計	5,659,875,942
負債純資産合計	5,874,111,142

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 2 月 3 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 3656 円
(10,000 口当たり純資産額)	(13,656 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 2 月 2 日 至 2025 年 2 月 3 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 2 月 3 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 2 月 3 日現在	
期首	2024 年 2 月 2 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,107,046,175 円
同期中における追加設定元本額	810,933,927 円
同期中における一部解約元本額	773,337,042 円
期末元本額	4,144,643,060 円

期末元本額の内訳＊		
財形株投（一般財形３０）		1,414,122,030 円
財形株投（一般財形５０）		1,303,288,382 円
財形株投（年金・住宅財形３０）		1,427,232,648 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 2 月 3 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 2 月 3 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付（２年）第４４６回	90,000,000	89,991,876	
		国庫債券 利付（２年）第４４７回	100,000,000	99,981,000	
		国庫債券 利付（２年）第４４８回	500,000,000	499,836,389	
		国庫債券 利付（２年）第４５１回	250,000,000	249,806,220	
		国庫債券 利付（２年）第４５５回	60,000,000	59,759,841	
		国庫債券 利付（２年）第４５８回	150,000,000	149,410,500	
		国庫債券 利付（２年）第４６０回	120,000,000	119,558,400	
		国庫債券 利付（２年）第４６４回	150,000,000	149,368,500	
		国庫債券 利付（５年）第１４４回	50,000,000	49,993,004	
		国庫債券 利付（５年）第１４８回	300,000,000	297,447,000	
		国庫債券 利付（５年）第１４９回	90,000,000	89,045,100	
		国庫債券 利付（５年）第１５２回	400,000,000	395,024,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６１回	50,000,000	49,203,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６３回	360,000,000	354,862,800	
		国庫債券 利付（１０年）第３５３回	120,000,000	116,689,200	
		国庫債券 利付（１０年）第３５７回	220,000,000	211,732,400	
		国庫債券 利付（１０年）第３５８回	230,000,000	220,938,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５９回	200,000,000	191,702,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６９回	250,000,000	239,825,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７０回	80,000,000	76,507,200	
		国庫債券 利付（１０年）第３７２回	100,000,000	97,444,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５６	40,000,000	36,064,000	

	小計	回			
		国庫債券 利付（２０年）第１５７回	30,000,000	26,287,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１５８回	40,000,000	36,147,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１５９回	70,000,000	63,714,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６０回	20,000,000	18,349,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１６２回	30,000,000	26,948,100	
		国庫債券 利付（２０年）第１６３回	10,000,000	8,942,000	
		銘柄数：28 組入時価比率：71.1%	4,110,000,000	4,024,578,230 73.0%	
	合計			4,024,578,230	
地方債証券	日本円	東京都 公募第７６８回	100,000,000	98,544,000	
		神奈川県 公募第２１６回	100,000,000	100,092,529	
		神奈川県 公募第２２７回	100,000,000	98,533,000	
		静岡県 公募平成２９年度第１１回	100,000,000	98,423,000	
		愛知県 公募平成２７年度第５回	100,000,000	100,089,576	
		共同発行市場地方債 公募第１４７回	100,000,000	100,127,673	
		静岡市 公募平成２７年度第１回	100,000,000	99,937,330	
		名古屋市 公募第５００回	100,000,000	98,567,000	
		横浜市 公募平成２７年度第５回	100,000,000	99,945,134	
		銘柄数：9 組入時価比率：15.8%	900,000,000	894,259,242 16.2%	
	合計			894,259,242	
特殊債券	日本円	住宅金融支援機構債券 財投機関債第３０９回	200,000,000	198,442,000	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：3.5%	200,000,000	198,442,000 3.6%	
	合計			198,442,000	
社債券	日本円	トヨタ自動車 第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,147,000	
		ＮＴＴファイナンス 第１６回日本電信電話保証付	100,000,000	99,519,276	
		東日本旅客鉄道 第１８４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,811,359	
		KDDI 第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,742,922	
	小計	銘柄数：4	400,000,000	398,220,557	

	組入時価比率：7.0%		7.2%
合計			398,220,557
合計			5,515,500,029

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

財形株投（一般財形50）

2025年2月28日現在

I 資産総額	3,456,527,219円
II 負債総額	5,285,116円
III 純資産総額（I－II）	3,451,242,103円
IV 発行済口数	2,509,482,941口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3753円

財形株投（一般財形30）

2025年2月28日現在

I 資産総額	2,715,823,447円
II 負債総額	4,386,365円
III 純資産総額（I－II）	2,711,437,082円
IV 発行済口数	2,386,385,470口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1362円

財形株投（年金・住宅財形30）

2025年2月28日現在

I 資産総額	2,744,484,484円
II 負債総額	5,288,258円
III 純資産総額（I－II）	2,739,196,226円
IV 発行済口数	2,383,338,930口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1493円

（参考）財形株式マザーファンド

2025年2月28日現在

I 資産総額	3,324,933,194円
II 負債総額	44,995,335円
III 純資産総額（I－II）	3,279,937,859円
IV 発行済口数	1,141,536,986口

V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.8733円
------------------	---------

（参考）財形公社債マザーファンド

2025年2月28日現在

I 資産総額	5,580,754,930円
II 負債総額	1,500,000円
III 純資産総額（I－II）	5,579,254,930円
IV 発行済口数	4,094,258,965口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3627円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

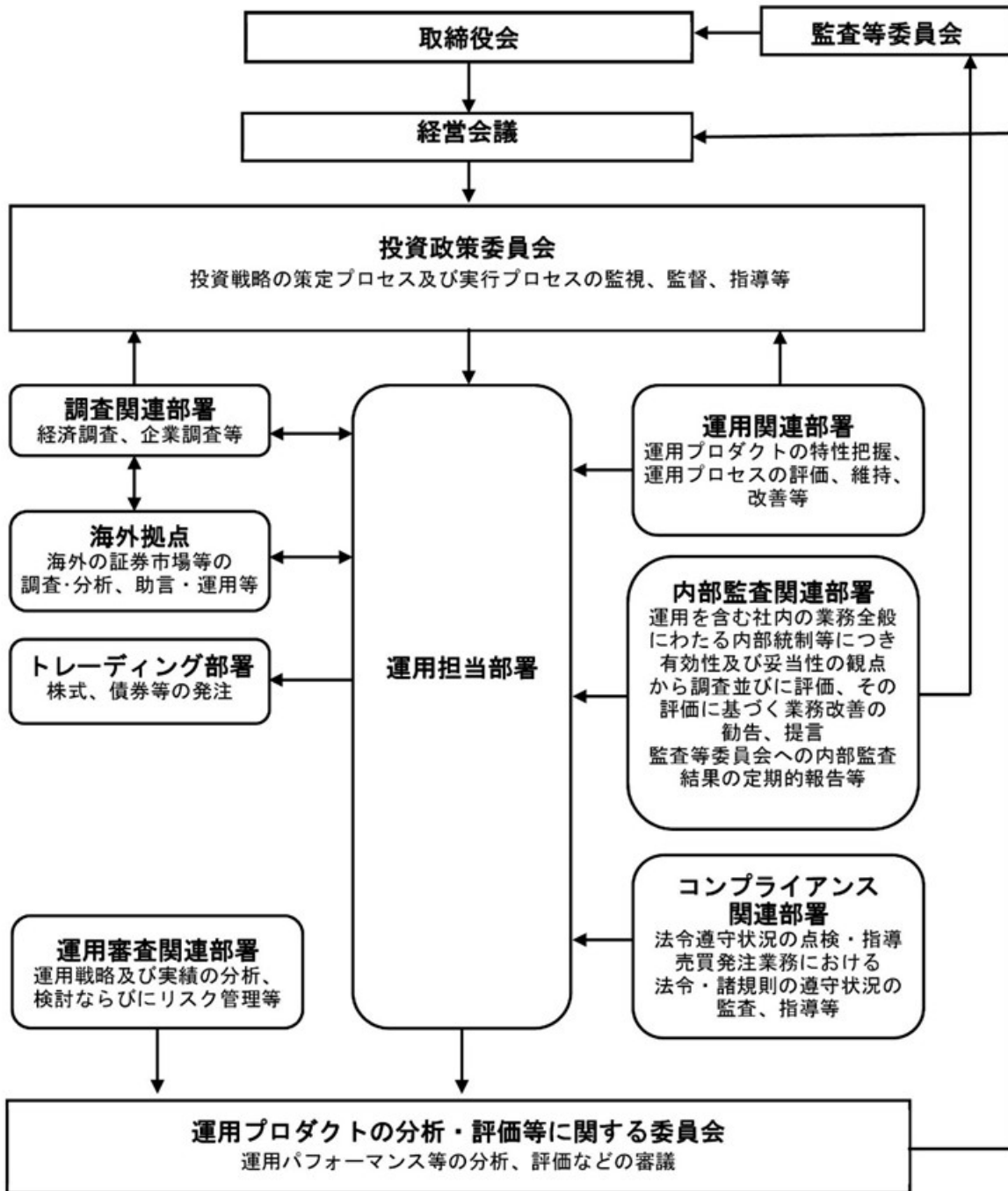
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 2 月 28 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	918	54,258,369
単位型株式投資信託	155	625,185
追加型公社債投資信託	14	6,652,456
単位型公社債投資信託	413	712,909
合計	1,500	62,248,919

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 原	尚
--------------------	-------	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永	真太郎
--------------------	-------	-----	-----

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※2	906		595	
器具備品	※2	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※ 1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
經常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※ 2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419
当期変動額									
剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
当期純利益							28, 183	28, 183	28, 183
別途積立金の取崩						△24, 606	24, 606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△24, 606	△2, 991	△27, 598	△27, 598
当期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	-	28, 225	28, 910	59, 820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023 年 3 月 31 日)		当事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
期末残高		1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
1株当たり純資産額	17,016 円 74 銭	1株当たり純資産額	11,677 円 62 銭
1株当たり当期純利益	5,060 円 34 銭	1株当たり当期純利益	5,471 円 85 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 26,064 百万円		損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円	
普通株式に係る当期純利益 26,064 百万円		普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株		普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2024 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産	※ 1	
有形固定資産		761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※ 2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇ 中間損益計算書

		自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※ 1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※ 2	6,924
営業外費用	※ 3	285
経常利益		28,282
特別利益	※ 4	23
特別損失	※ 5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇ 中間株主資本等変動計算書
 当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金 準備金	利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、						

7. 収益及び費用の計上基準	受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

2024 年 9 月 30 日現在	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	2,133 百万円
※ 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

◇ 中間損益計算書関係

自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日	
※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	185 百万円
無形固定資産	949 百万円
※ 2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,350 百万円
※ 3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	105 百万円
雑損	169 百万円
※ 4 特別利益の内訳	
株式報酬受入益	23 百万円
※ 5 特別損失の内訳	
固定資産除却損	13 百万円

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5, 150, 693 株	—	—	5, 150, 693 株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・ 普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額	28, 174 百万円			
(2) 1 株当たり配当額	5, 470 円			
(3) 基準日	2024 年 3 月 31 日			
(4) 効力発生日	2024 年 6 月 28 日			

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	47,595	47,595	-
(2) その他（デリバティブ取引）	126	126	-
資産計	47,722	47,722	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	47,595	-	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	-	126	-	126
資産計	-	47,722	-	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)

1. 売買目的有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 9 月 30 日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	-	126	126

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1 株当たり情報

自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日	
1 株当たり純資産額	10,222 円 13 銭
1 株当たり中間純利益	4,021 円 58 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	20,713 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	20,713 百万円
期中平均株式数	5,150 千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(財形株投（一般財形 50）)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 17 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券および財形株式マザーファンド受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、財形株式マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。

財形株式マザーファンド受益証券および株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の 50%とし、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の 75%以下を基本とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 20 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 20 条の 2 の範囲で行ないます。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、利子・配当収入等を中心に安定的に行ない、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
財形株投（一般財形 50）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金10億円～金50億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については10億口～50億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ <削除>

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める「勤労者財産形成貯蓄約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 （削除）

第15条 (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である財形株式マザーファンドおよび財形公社債マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

5の2. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

5の3. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号の3までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号の3までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と財形株式マザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンド受益証券の時価総額に財形株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第17条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第17条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と財形株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンド受益証券の時価総額に財形株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なう

ことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーフ

ファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンド（財形株式マザーファンド受益証券および財形公社債マザーファンド受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属す

るとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

第 21 条 <削除>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンド受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 22 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と財形公社債マザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンド受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第26条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第30条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属す

る旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ

を定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から翌年2月1日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用および監査費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の147以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② <削除>

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第41条 <削除>

(収益分配金の再投資)

第42条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

② 販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第43条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第44条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については第42条に規定する交付開始前に、償還金については第43条第1項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第43条第2項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益権の買取り)

第46条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

② 前項の場合、受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（前条の販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約

し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ (削除)

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第53条の2 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用状況に係る情報の提供)

第53条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第42条第3項および第43条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成6年2月4日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(財形株投（一般財形30））

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券および財形株式マザーファンド受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、財形株式マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。

財形株式マザーファンド受益証券および株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%とし、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③ 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第20条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同

規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、利子・配当収入等を中心に安定的に行ない、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
財形株投（一般財形 30）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 第 1 項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円～金 50 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 48 条、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 4 条の 2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口～50 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ <削除>

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める「勤労者財産形成貯蓄約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 （削除）

第15条 (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である財形株式マザーファンドおよび財形公社債マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

5の2. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

5の3. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号の3までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号の3までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と財形株式マザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンド受益証券の時価総額に財形株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第17条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第17条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と財形株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンド受益証券の時価総額に財形株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なう

ことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーフ

ファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンド（財形株式マザーファンド受益証券および財形公社債マザーファンド受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属す

るとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

第 21 条 <削除>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンド受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 22 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と財形公社債マザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンド受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第26条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第30条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属す

る旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 32 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 33 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 33 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ

を定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から翌年2月1日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用および監査費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の147以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② <削除>

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第41条 <削除>

(収益分配金の再投資)

第42条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

② 販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第43条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第44条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については第42条に規定する交付開始前に、償還金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益権の買取り)

第46条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

② 前項の場合、受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（前条の販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約

し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ (削除)

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第53条の2 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用状況に係る情報の提供)

第53条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第42条第3項および第43条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成6年2月4日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(財形株投（年金・住宅財形30））

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券および財形株式マザーファンド受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、財形株式マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。

財形株式マザーファンド受益証券および株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%とし、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③ 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第20条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同

規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、利子・配当収入等を中心に安定的に行ない、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
財形株投（年金・住宅財形 30）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金1,000万円～金50億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口～50億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ <削除>

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める「勤労者財産形成貯蓄約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 （削除）

第15条 (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である財形株式マザーファンドおよび財形公社債マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

5の2. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

5の3. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号の3までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号の3までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と財形株式マザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンド受益証券の時価総額に財形株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第17条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第17条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と財形株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンド受益証券の時価総額に財形株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なう

ことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーフ

ファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンド（財形株式マザーファンド受益証券および財形公社債マザーファンド受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属す

るとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

第21条 <削除>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンド受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第22条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と財形公社債マザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンド受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第26条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第30条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属す

る旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ

を定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から翌年2月1日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用および監査費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の147以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② <削除>

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第41条 <削除>

(収益分配金の再投資)

第42条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

② 販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第43条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第44条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については第42条に規定する交付開始前に、償還金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益権の買取り)

第46条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

② 前項の場合、受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（前条の販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約

し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ (削除)

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第53条の2 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用状況に係る情報の提供)

第53条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第42条第3項および第43条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成6年2月4日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(財形株式マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 11 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資効果をめざします。

非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
財形株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1億円～金55億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第31条、第32条第2項、第33条第1項および第35条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1億口～55億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」とい

います。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行、種類および譲渡の禁止)

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第9条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第10条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第12条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第13条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第13条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りま。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ

信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第14条の3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第15条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第16条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第17条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第19条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第20条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第21条 信託財産に属する有価証券について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第22条 この信託の計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から翌年2月1日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第23条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用)

第24条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第25条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第26条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第27条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第28条 受託者は、信託が終了したときは、償還金の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第29条 委託者は受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支

払います。

(一部解約)

第30条 委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行います。解約金は、一部解約を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第31条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第32条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第36条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第33条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第36条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第34条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第35条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第36条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第36条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第36条の2 第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第31条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第36条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第36条の4 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第37条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公

告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第38条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成6年2月4日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(財形公社債マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 11 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、内外の公社債への投資により、安定した収益の確保を目標として安定運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

内外の公社債への投資により、安定した収益の確保を図ります。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

② 有価証券先物取引等は約款第 12 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 12 条の 2 の範囲で行ないます。

④ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
財形公社債マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1億円～金150億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については1億口～150億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却

原価法により評価して得たものとします。) から負債総額を控除した金額 (以下「純資産総額」といいます。) を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② 信託財産に属する外貨建資産 (外国通貨表示の有価証券 (以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。) の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 17 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 7 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 8 条 委託者は、第 5 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 9 条 委託者は、前条第 1 項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 10 条 委託者は、信託金を、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

4 の 2. 特定目的会社に係る特定社債券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)

4 の 3. 投資法人債券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号から第4号の3までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号の3までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第12条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金

および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第12条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変

動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

第13条 <削除>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第17条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 18 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 18 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 19 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 20 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属

します。

(受託者による資金立替)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から翌年2月1日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての追加型証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該

投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第40条の2 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第40条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第40条の4 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供

しません。

(公告)

第 41 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 42 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 6 年 2 月 4 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

受託者 三井住友信託銀行株式会社